

第2期 千曲市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

長野県千曲市

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
(1) 千曲市子ども・子育て会議 .....	3
(2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施 .....	4
<b>第2章 千曲市の子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>5</b>
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等 .....	5
(1) 総人口・年齢構成 .....	5
(2) 世帯の状況 .....	7
(3) 自然動態・社会動態 .....	8
(4) 出生の状況 .....	9
(5) 婚姻・離婚の状況 .....	10
(6) 就労の状況 .....	11
(7) 子どもの人数 .....	12
2 教育・保育施設の状況 .....	13
3 教育・保育の量の状況 .....	14
4 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	16
5 ニーズ調査の結果概要 .....	21
(1) 保護者の就労状況 .....	21
(2) 教育・保育事業の利用 .....	23
(3) 子どもが病気やケガのときの対応 .....	26
(4) 不定期の教育・保育事業の利用 .....	28
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方 .....	30
(6) 子育ての不安、地域の子育て環境 .....	31
6 千曲市の子ども・子育て支援の課題 .....	34
<b>第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念 .....	37

2 基本方針 .....	38
<b>第4章 教育・保育提供区域の設定 .....</b>	<b>39</b>
1 教育・保育提供区域の定義 .....	39
2 教育・保育提供区域の設定 .....	40
<b>第5章 幼児期の教育・保育の充実 .....</b>	<b>42</b>
1 「量の見込み」と「確保の内容」について .....	42
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....	43
(1) 1号認定(3-5歳・教育のみ) .....	43
(2) 2号認定(3-5歳・保育必要) .....	44
(3) 3号認定(0歳・保育必要) .....	45
(4) 3号認定(1-2歳・保育必要) .....	46
3 教育・保育の一体的提供推進(認定こども園について) .....	47
4 幼児期の教育・保育に関するその他の施策 .....	47
<b>第6章 地域子ども・子育て支援事業 .....</b>	<b>48</b>
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 .....	48
① 利用者支援事業 .....	48
② 地域子育て支援拠点事業 .....	49
③ 妊婦健康診査 .....	50
④ 乳児家庭全戸訪問事業 .....	51
⑤ 養育支援訪問事業 .....	52
⑥ 子育て短期支援事業 .....	53
⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業):就学児対象 .....	54
⑧ 一時預かり事業 .....	55
⑨ 延長保育事業 .....	57
⑩ 病児保育事業 .....	58
⑪ 放課後児童健全育成事業 .....	59
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	65
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	65
<b>第7章 関連施策の展開(質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備)</b> .....	<b>66</b>
1. 基本目標1 地域が育つ .....	66

(1) 地域における子育ての支援.....	66
(2) 子育てを支援する生活環境の整備.....	73
2. 基本目標2 家庭が育つ.....	74
(1) 母親と子どもの健康の確保と増進.....	74
(2) 職業生活と家庭生活との両立.....	77
3. 基本目標3 子どもが育つ.....	79
(1) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	79
(2) 子ども等の安全の確保.....	83
(3) きめ細かな取り組みの推進.....	84
<b>第8章 計画の推進体制.....</b>	<b>89</b>
1 関係機関等との連携.....	89
2 計画の達成状況の点検・評価.....	90
<b>資料編.....</b>	<b>91</b>
千曲市子ども・子育て会議条例.....	91
千曲市子ども子育て会議 委員名簿.....	93
策定経過等.....	94
用語解説.....	94

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成2年の合計特殊出生率「1.57ショック」を機に、我が国においては社会的な課題となっている「少子化」、「子育て家庭の孤立」、「待機児童」などに対応するため、国・県・市を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を作り上げていくことが求められてきました。

平成24年度には「子ども子育て3法」が成立し、平成27年度からは幼少期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て施策を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

千曲市では、平成27年度から始まる「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで、地域の実情に応じた子育て支援施策の充実・推進に努めてきました。

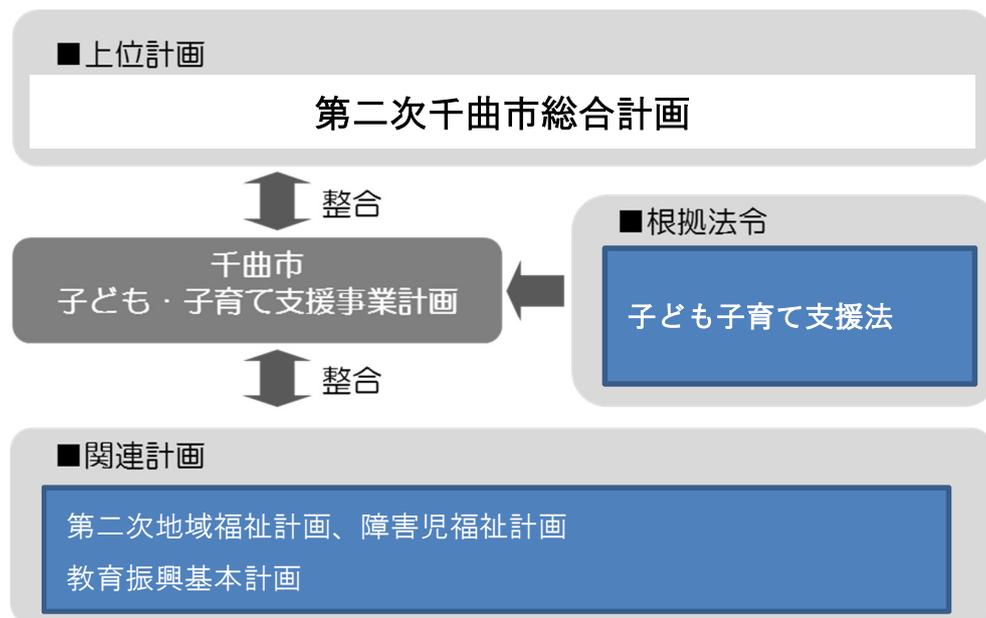
しかしながら、この間も少子化の進行は止まることなく、国では、将来の人格形成を培う幼児期の教育の重要性及び幼児教育の負担軽減を図るための少子化対策として、幼児教育の無償化が行われたほか、児童虐待の防止策、子どもの貧困対策など新たな課題に対する総合的な子育て支援施策を進めています。

このような状況の中、千曲市では令和元年度で第1期計画期間が終了することから、これまでの成果と課題等を踏まえたうえで、子どもの最善の利益の実現を念頭に「子育て環境の充実」を目指し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、千曲市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また本計画は、千曲市のまちづくりの最上位計画である「第二次千曲市総合計画」に掲げる「安心して子育てができ、のびやかに育ち学べるまち」を上げるために必要な施策を具体的に進めていくための指針であり、関連の深い「地域福祉計画」や「教育振興基本計画」、「障害児福祉計画」などと整合性を持ったものとして策定します。



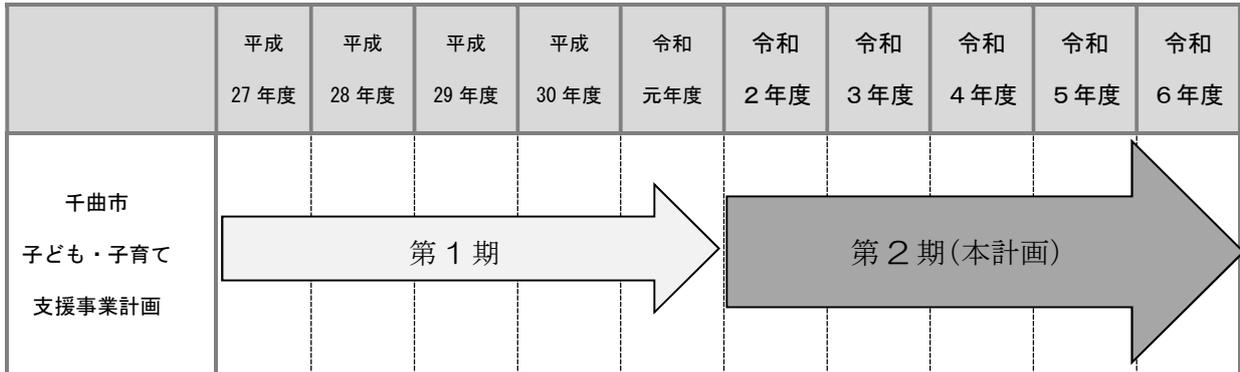
**(参考)子ども・子育て支援法第61条**

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

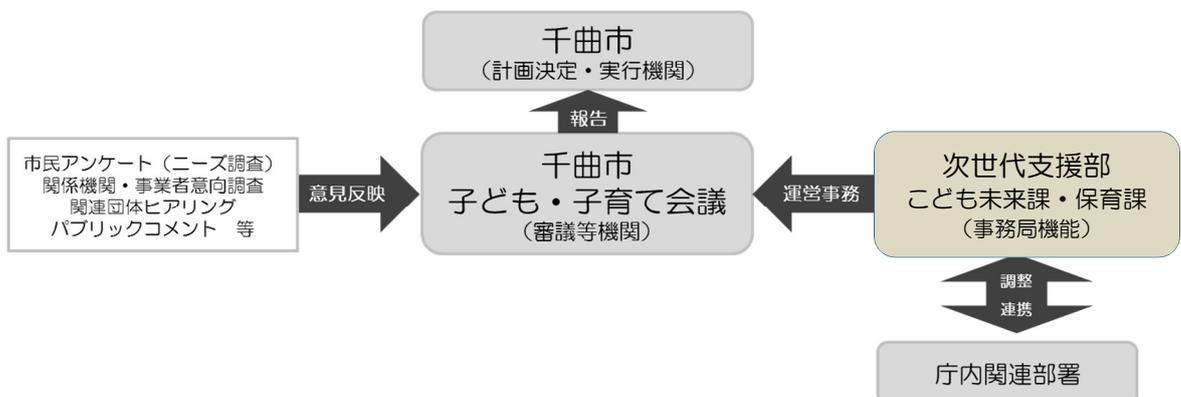
なお、計画期間中に計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画期間の中間年を目安として必要な見直しを行うこととします。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 千曲市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「千曲市子ども・子育て会議」により、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。



## (2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施

令和2年度から開始する「第2期千曲市子ども・子育て支援事業計画」策定にかかる基礎調査として、以下の手法でアンケート調査を実施しました。このアンケート調査は、教育・保育のニーズ量をとらえるだけでなく、子どもを取り巻く環境の現状や課題を総合的にとらえることを目的とし、実施しました。

平成31年2月を調査期間とし、回収率は以下の通りです。

調査対象	配布数	調査方法	有効回収 <sup>※</sup> 票数 と有効回収率	調査期間
就学前児童のいる世帯	1,000 票	郵送法	485 票 48.5%	平成 31 年 2 月 8 日～26 日
小学 1～3 年生のいる世帯	700 票	郵送法	368 票 52.6%	

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

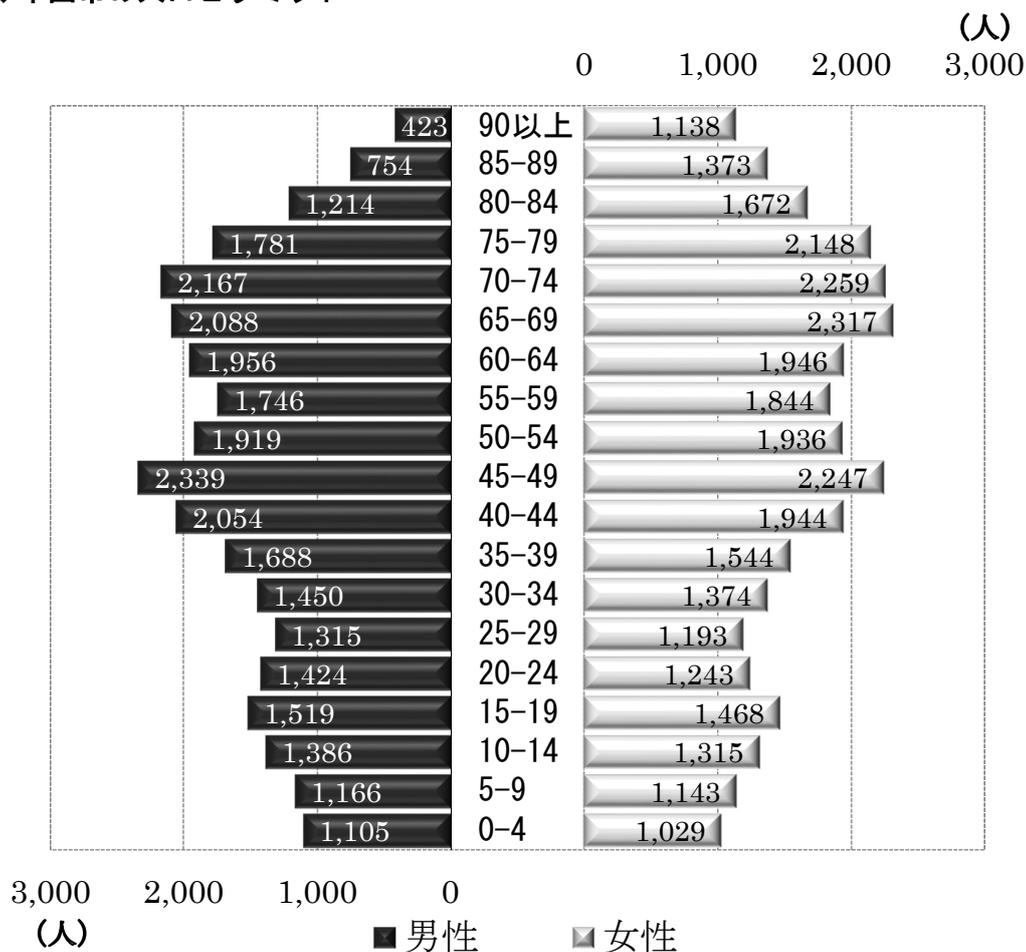
## 第2章 千曲市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

#### (1) 総人口・年齢構成

平成31年の総人口は60,627人（男性29,494人、女性31,133人）となっています。年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代後半から70代前半が多く、そのジュニア世代にあたる40代も多くなっています。未成年者は年齢層が下がるに従い少なくなっています。

#### ◆千曲市の人口ピラミッド

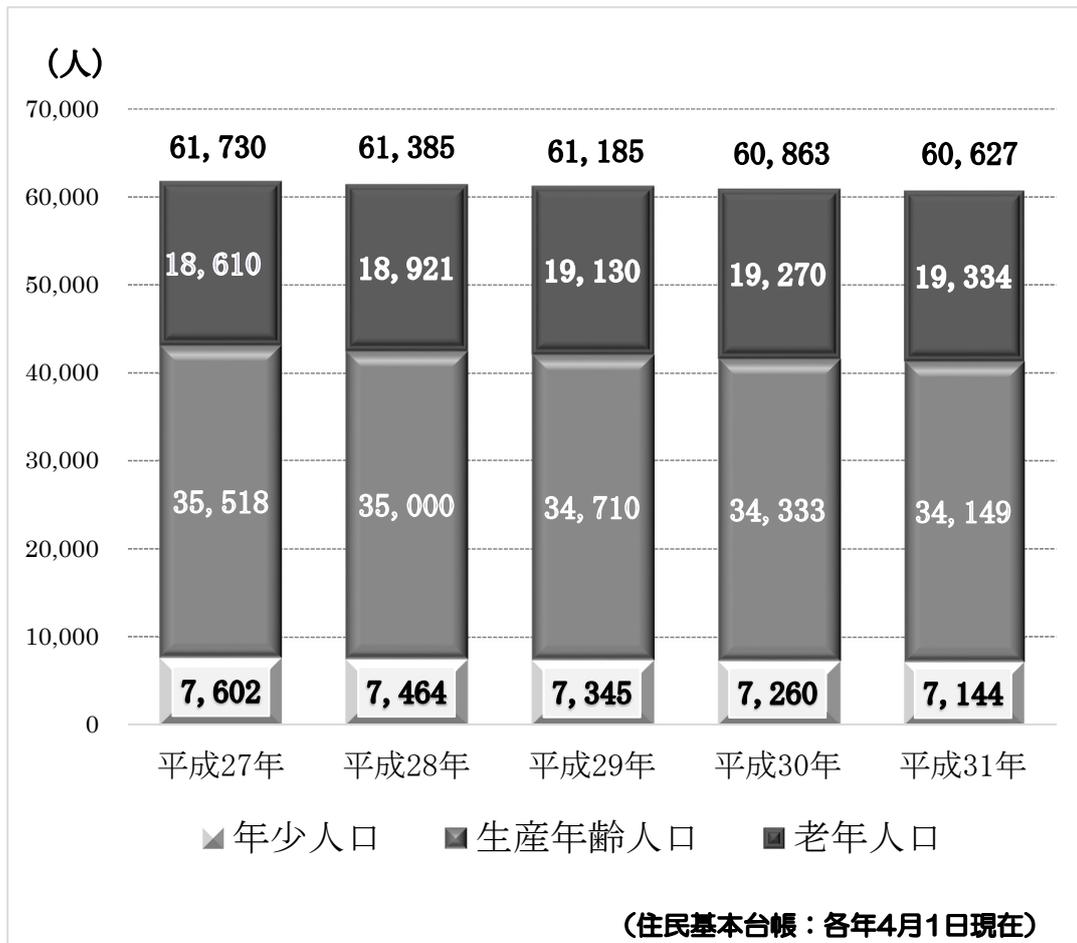


(住民基本台帳：平成31年4月1日)

総人口は平成27年～31年の間で減少しています。

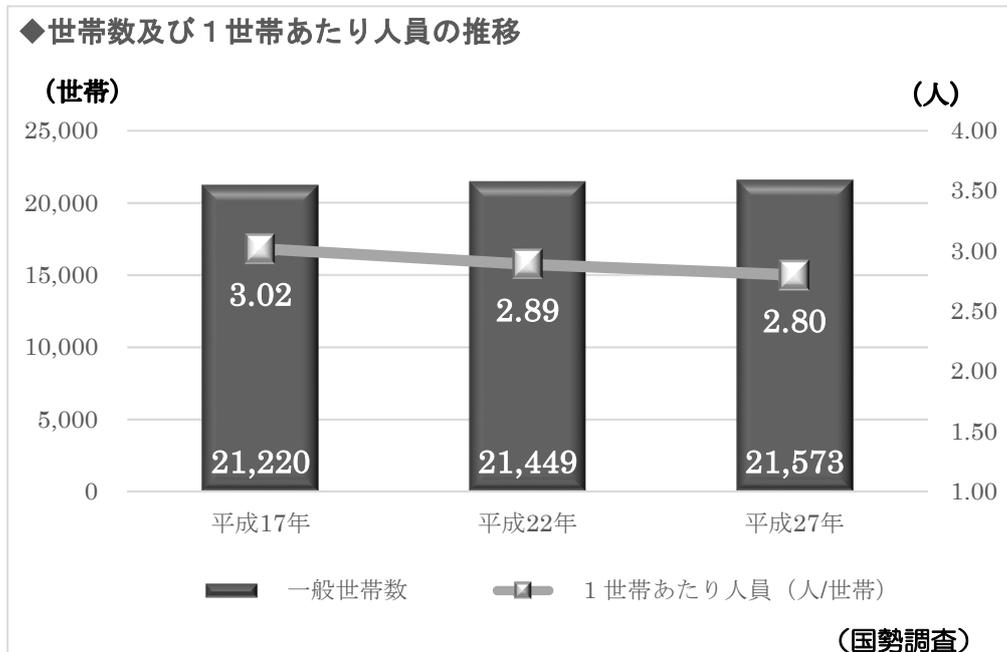
年齢3区分別にみると、平成27年から平成31年にかけて、生産年齢人口（15～64歳）では1,369人の減少、年少人口（0～14歳）では458人の減少であるのに対し、老年人口（65歳以上）では724人の増加となっており、少子高齢化が進行していることがわかります。

◆総人口の推移（年齢3区分別）



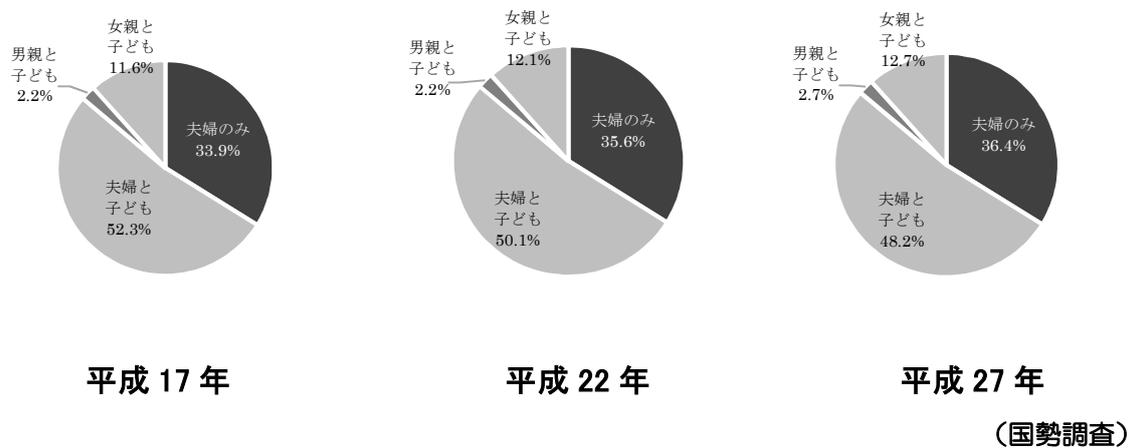
## (2) 世帯の状況

平成 17 年から 27 年の推移を見ると、一般世帯数は増加していますが、1 世帯あたりの人員は減少となっています。核家族化が進行していることがわかります。



核家族世帯の家族構成の推移では、平成 17 年から 27 年で「夫婦のみ」が 2.5 ポイント、「女親と子ども」が 1.1 ポイント増加しています。子どものいない夫婦やひとり親（母子）家庭が増えていることがわかります。

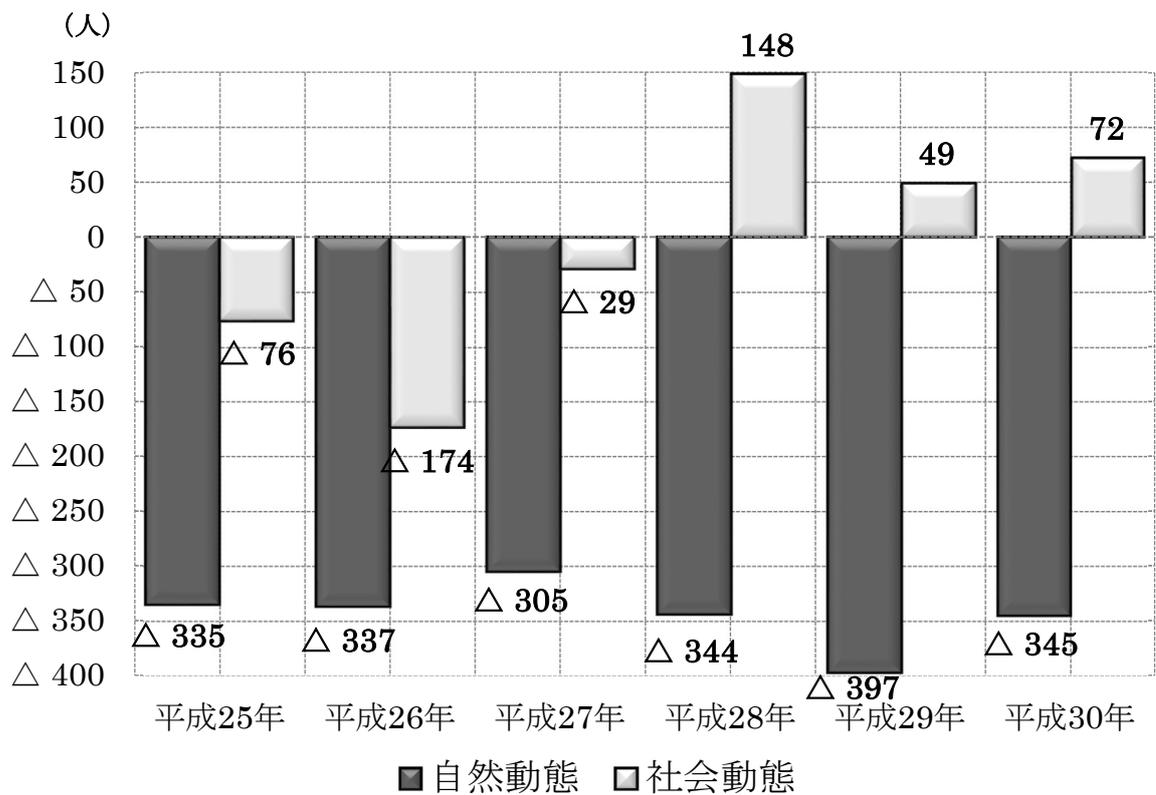
### ◆核家族世帯の構成の推移



### (3) 自然動態・社会動態

社会動態（転入－転出）は、平成28年以降転入者が増えてプラスに転じています。自然動態（出生－死亡）は、継続的にマイナスで推移しており、人口減少の要因ともなっています。

#### ◆自然動態・社会動態の推移

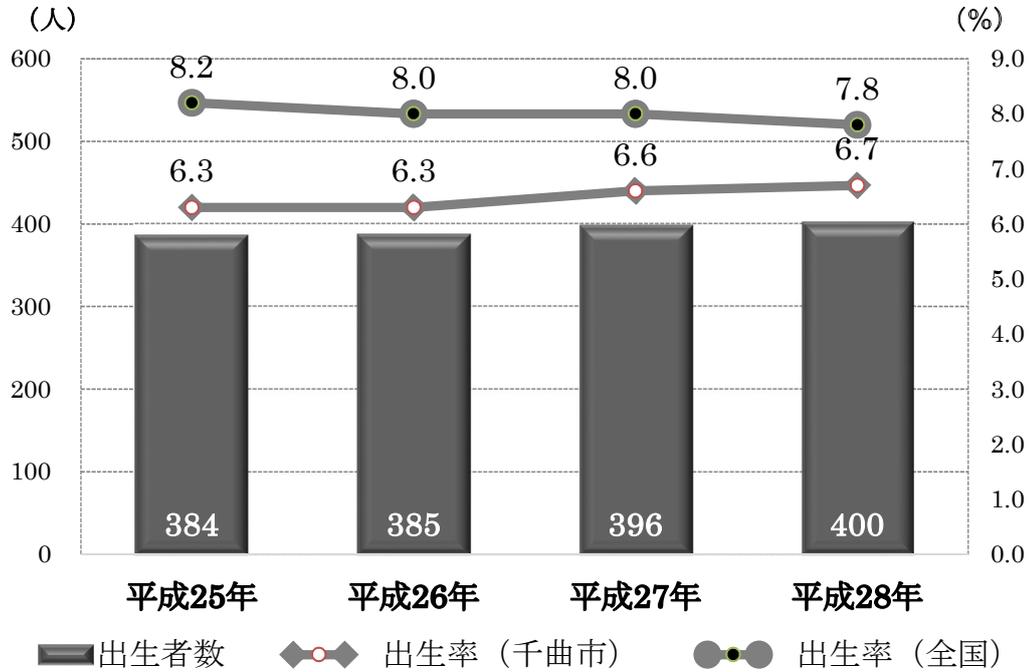


(資料：毎月人口異動報告より)

#### (4) 出生の状況

出生者数、出生率（人口千人あたりの出生者数）とも、若干上昇して推移しています。出生率は全国平均を下回っていますが、差が少なくなってきました。

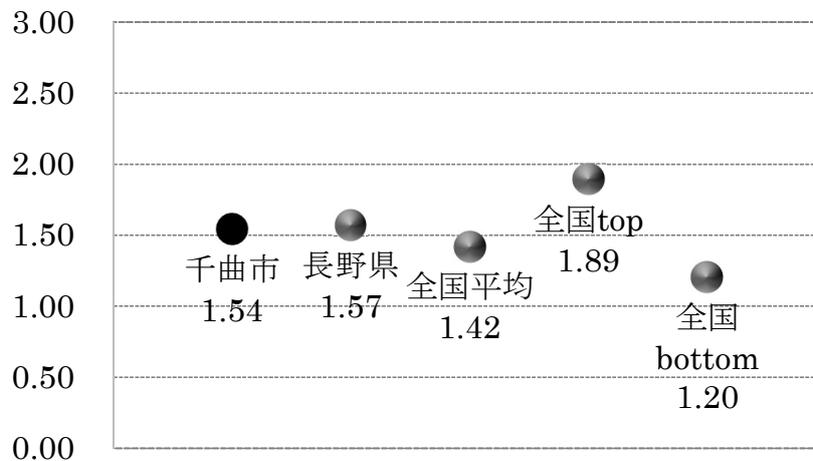
##### ◆出生者数・出生率



(資料：県衛生年報より)

1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は全国平均を上回っていますが、人口を維持するために必要とされる2.07には達していません。

##### ◆合計特殊出生率

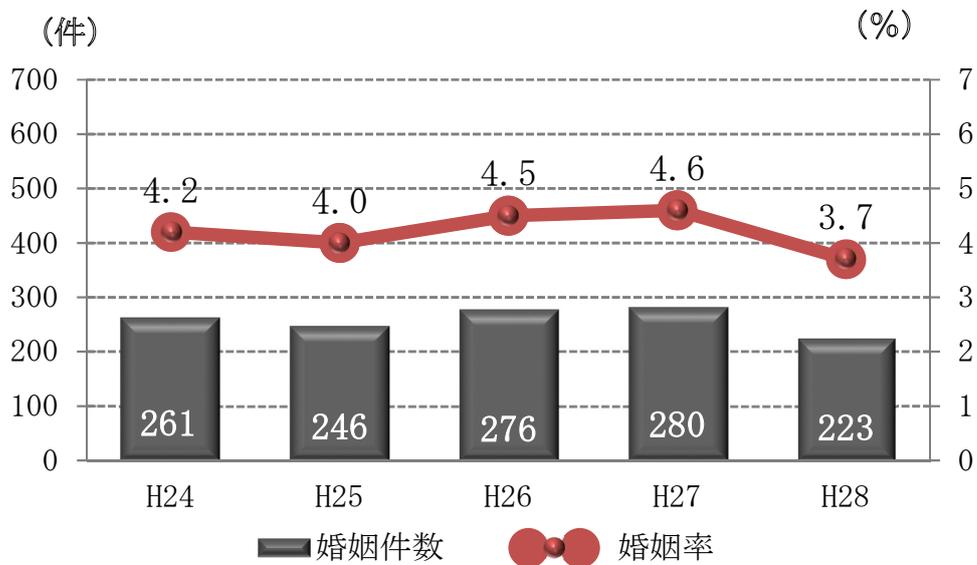


(平成30年 厚生労働統計一覧人口動態統計特殊報告書より)

### (5) 婚姻・離婚の状況

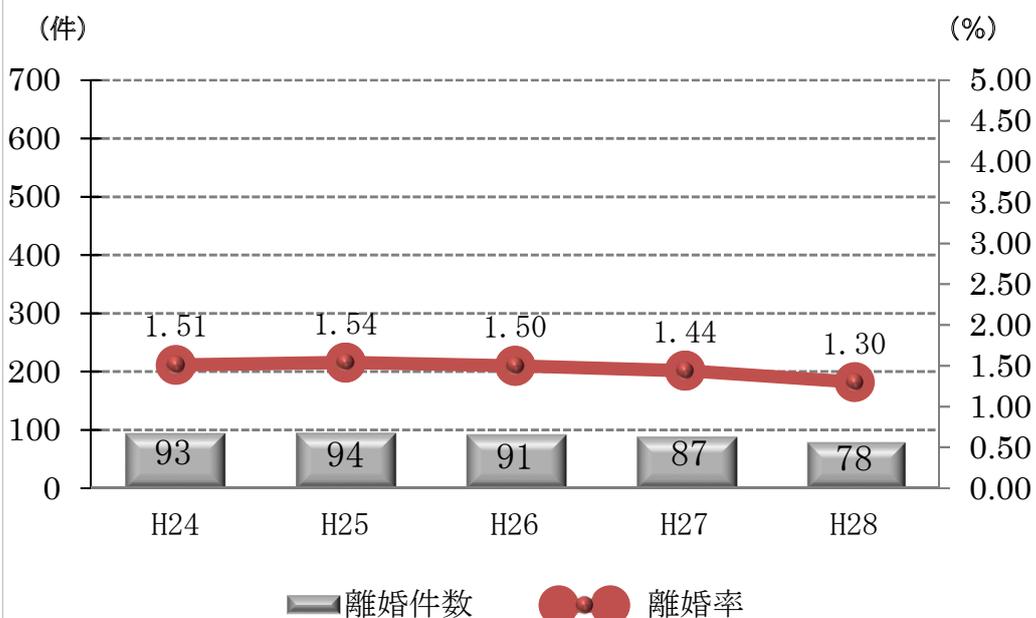
婚姻件数と婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は平成 26 年、平成 27 年にかけて上昇しましたが、平成 28 年には下降しました。一方、離婚件数と離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は年度により多少の増減がありますがほぼ横ばいで推移しています。

#### ◆婚姻件数及び婚姻率の推移



(資料：県衛生年報より)

#### ◆離婚件数及び離婚率の推移

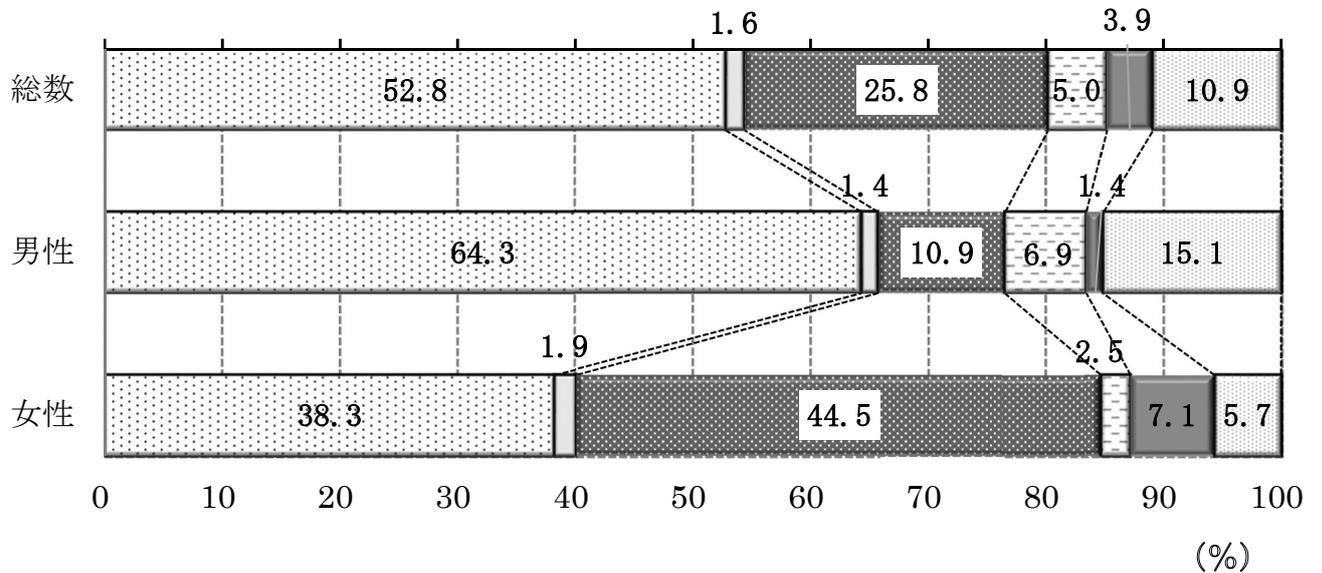


(資料：県衛生年報より)

## (6) 就労の状況

就労状況をみると、男性は「正規社員・従業員」、女性は男性に比べ「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

### ◆従業上の地位別従業者数の割合



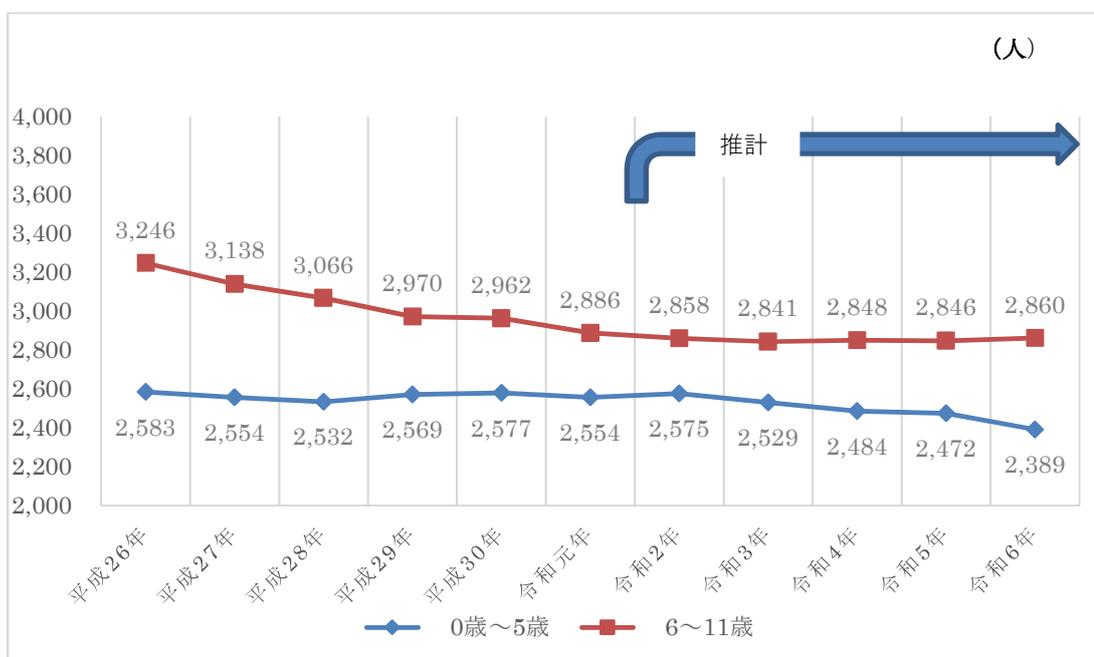
■正社員・従業員 ■派遣社員 ■パートアルバイト・その他 ■役員 ■家族従業者 ■その他

(H27国勢調査)

### (7) 子どもの人数

将来の児童人口について、令和2～6年度の児童数を、平成26～31年度の1歳年齢ごと男女別人口を基にコーホート変化率法にて推計しました。本計画の年度中（令和2～6年度）にかけて、0～5歳（未就学児）については減少、6～11歳（小学生）については、ほぼ横ばいと予想されます。

	実績						推計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	382	412	366	375	413	360	372	364	356	348	338
1歳	400	395	434	394	395	423	388	398	389	381	372
2歳	446	419	411	457	403	424	453	400	410	401	393
3歳	413	454	426	430	478	410	416	472	416	427	417
4歳	466	415	465	439	440	491	465	426	483	427	438
5歳	476	459	430	474	448	446	481	469	430	488	431
0歳～5歳計	2,583	2,554	2,532	2,569	2,577	2,554	2,575	2,529	2,484	2,472	2,389
6歳	521	481	463	430	477	455	436	491	478	439	498
7歳	540	519	484	472	442	479	471	439	494	481	441
8歳	482	541	518	488	475	446	489	472	440	496	483
9歳	555	483	553	521	488	478	451	495	478	445	502
10歳	557	552	489	562	524	498	483	452	497	479	447
11歳	591	562	559	497	556	530	528	492	461	506	489
6～11歳計	3,246	3,138	3,066	2,970	2,962	2,886	2,858	2,841	2,848	2,846	2,860
0～11歳計	5,829	5,692	5,598	5,539	5,539	5,440	5,433	5,370	5,332	5,318	5,249



(実績値は各年度10月1日)

## 2 教育・保育施設の状況

---

市内の保育所は公立12施設、私立4施設の計16施設があります。  
平成29年度に私立幼稚園の1園が認定こども園に移行しました。  
私立幼稚園は1園になります。市内の施設の合計は変わりません。

### ◆ 設置状況（施設数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	16	16	16	16
（公立）	12	12	12	12
（私立）	4	4	4	4
認定こども園	0	0	1	1
（公立）	0	0	0	0
（私立）	0	0	1	1
幼稚園	2	2	1	1
（公立）	0	0	0	0
（私立）	2	2	1	1

### 3 教育・保育の量の状況

施設の定員数は、平成 25 年度まで公立保育所は 1,360 人でしたが平成 26 年 10 月に上山田保育園を 2 階建てから 1 階建てに建て替えを行い、定員が 20 人減り 1,340 人になりました。

また、私立保育園は 385 人でしたが、平成 30 年度に 1 園で増築を行い、平成 31 年度より定員を 20 人増やし 405 人になりました。

私立幼稚園では平成 29 年度に 1 園が認定こども園に移行し、定員を 10 名増やしました。

#### ◆ 定員数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所	1,725 人	1,725 人	1,725 人	1,725 人
(公立)	1,340 人	1,340 人	1,340 人	1,340 人
(私立)	385 人	385 人	385 人	385 人
認定こども園	0 人	0 人	60 人	60 人
(公立)	0 人	0 人	0 人	0 人
(私立)	0 人	0 人	60 人	60 人
幼稚園	270 人	270 人	220 人	220 人
(公立)	0 人	0 人	0 人	0 人
(私立)	270 人	270 人	220 人	220 人

#### ◆ 市内の認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設であって、児童福祉法に基づき都道府県知事が認定している認可保育所以外の施設をいいます。

施設数	4 か所
定員数	71 人

(平成 31 年 4 月現在)

◆ 保育所の利用状況（入所者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0 歳	15 人	15 人	22 人	16 人
1 歳	139 人	149 人	138 人	172 人
2 歳	189 人	197 人	225 人	203 人
3 歳	364 人	361 人	334 人	380 人
4 歳	355 人	385 人	378 人	344 人
5 歳	391 人	362 人	402 人	375 人
利用状況合計	1,453 人	1,469 人	1,450 人	1,499 人

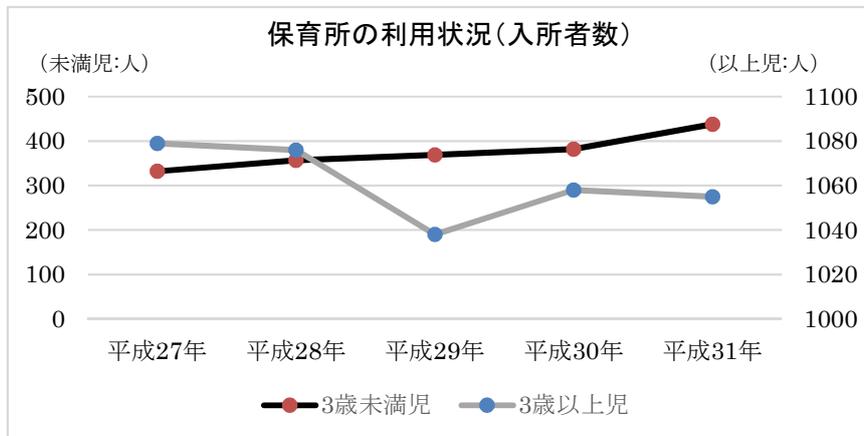
※広域委託を含む

（各年度4月1日現在）

◆ 幼稚園の利用状況（入園者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 歳	76 人	82 人	66 人	82 人
4 歳	77 人	76 人	74 人	65 人
5 歳	80 人	77 人	64 人	80 人
利用状況合計	233 人	235 人	204 人	227 人

保育所の利用状況を見ると、3歳以上児は減少傾向ですが、3歳未満児については増加傾向になっています。



## 4 地域子ども・子育て支援事業の状況

該当する事業の状況は下記のとおりです。

### 利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所において、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。この事業の制度的な実施には、利用者支援専門員の配置が必要になります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

### 地域子育て支援拠点事業

現在、2つの地域子育て支援センター活動が行われています。平成29年度の利用者は37,328人（年延べ）、30年度の利用者は36,950人（同）でした。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	43,041人	39,843人	37,328人	36,950人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

（利用者数は年延べ）

### 妊婦健康診査

妊娠中に医療機関にて、平成22年度より基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成が受けられます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付対象者数	405人	372人	397人	358人
利用率 （利用者ベース）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用回数 （年延べ）	8,172回	7,937回	9,597回	7,608回
利用率 （回数ベース）	84.4%	87.8%	84.1%	87.4%

（年間）

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月ごろまでに、すべての赤ちゃんとその母親を訪問しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数	392人	388人	368人	367人
実施率	97.5%	96.0%	94.8%	95.1%

※里帰り先市町村訪問数は除く

(年間)

### 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるように相談支援、育児・家事援助を行う事業です。

専門的相談支援は、家庭相談員、保健師が実施し、育児・家事援助については、平成29年度より産前産後ヘルパー派遣事業を開始しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
専門的相談支援 訪問数	0人	61人	71人	155人
育児・家事援助 訪問数	—	—	0人	0人

(年間)

### 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が家庭の事情等で、家庭において児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設において一定期間（原則として7日以内）預かり養育する事業です。

	平成29年度	平成30年度
実施個所数	2か所	2か所
延べ日数	28日	112日

(年間)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
------------------------------

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員となって登録し、保育園・児童センターの送迎、託児を行っています。

## ◆ 会員数・契約件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員数	272人	285人	296人	272人
協力会員数	99人	114人	119人	112人
両方会員数	22人	27人	24人	23人
契約件数	194件	226件	177件	146件

（契約件数は年間）

## ◆ 小学生の年間利用延べ人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高学年	115人	318人	77人	94人
低学年	100人	134人	249人	207人
合計	215人	452人	326人	301人

## ◆ 未就学児の年間利用延べ人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	350人	238人	352人	205人

一時預かり事業
---------

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かりをおこなう事業で、実施状況は以下のとおりです。

## ◆ 保育所の一時預かり

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	16か所	16か所	16か所	16か所
利用件数	924人	820人	912人	574人

（年延べ）

保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設において一時的に預かり養育する事業です。平成29年6月より児童養護施設「恵愛」で事業を開始しました。

◆ トワイライトステイ

	平成29年度	平成30年度
実施か所数	1 か所	1 か所
延べ日数	3 日	57 日

(年延べ)

延長保育事業（時間外保育）

延長保育、休日保育を実施しています。夜間保育実施施設はありません。幼稚園では預かり保育も実施しており、実施施設数は以下のとおりです。

	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園 預かり保育
実施か所数	16 か所	2 か所	0 か所	2 か所
(公立)	12 か所	2 か所	0 か所	0 か所
(私立)	4 か所	0 か所	0 か所	2 か所

◆ 延長保育の利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	7,728 人	16,898 人	17,086 人	14,885 人

(年延べ)

◆ 日曜保育の利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	20 人	8 人	9 人	21 人

(年延べ)

**病児保育事業**

病気やケガの治療中または回復期にあるお子さんを、専用の保育室において専門スタッフ（看護師や保育士）がお預かりする事業です。平成28年3月より千曲市病児・病後児保育施設「あぷりこっこ」で事業を開始しました。また、平成29年1月より長野広域圏内（長野市・須坂市・飯縄町）の病児・病後児施設の利用ができるようになりました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	108人	158人	241人
利用件数	71人	97人	42人

（年延べ）

**放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**

小学校区を基本の単位として市内9か所で放課後児童クラブを実施しています。平成30年度の登録者数は553人でした。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
屋代小学校区	75人	79人	75人	81人
東小学校区	76人	82人	68人	68人
埴生小学校区	98人	90人	82人	100人
治田小学校区	63人	57人	62人	71人
八幡小学校区	50人	39人	43人	45人
戸倉小学校区	54人	51人	45人	40人
更級小学校区	26人	36人	35人	30人
五加小学校区	51人	59人	52人	56人
上山田小学校区	54人	53人	57人	62人
合計	547人	546人	519人	553人

（登録者数）

## 5 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出の基礎データを得るため、「千曲市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

就学前児童の結果概要は以下のとおりです。

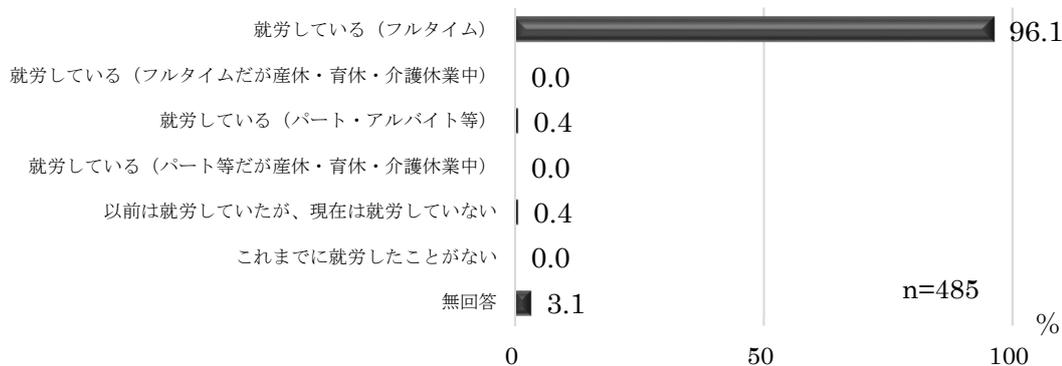
### (1) 保護者の就労状況

父親のうち「就労している（フルタイム）」割合は96.1%であるのに対し、母親の場合は19.0%と低くなっています。また、父親の「就労している（フルタイムだが産休・育休・介護休業中）」の割合は0%であるのに対し、母親のそれは13.2%と高くなっています。

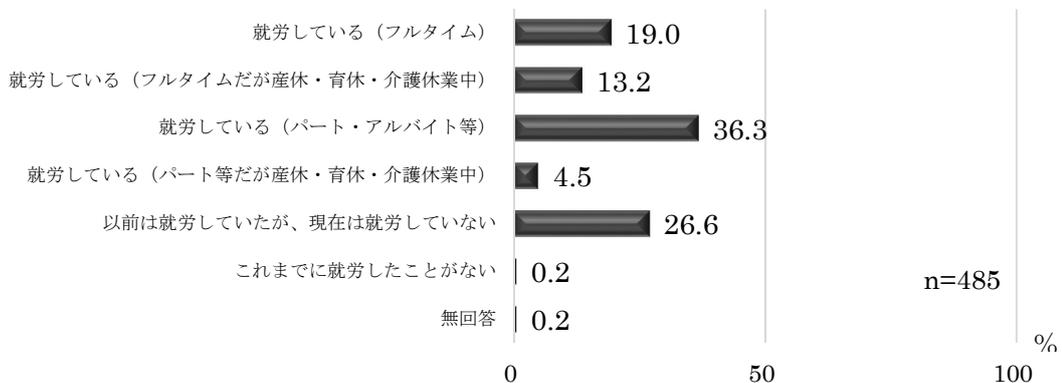
「就労している（パート・アルバイト等）」については、父親で0.4%、母親で36.3%と母親が高くなっています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」については、父親で0.4%、母親で26.6%と母親の方が高くなっています。

#### ◆父親の就労状況

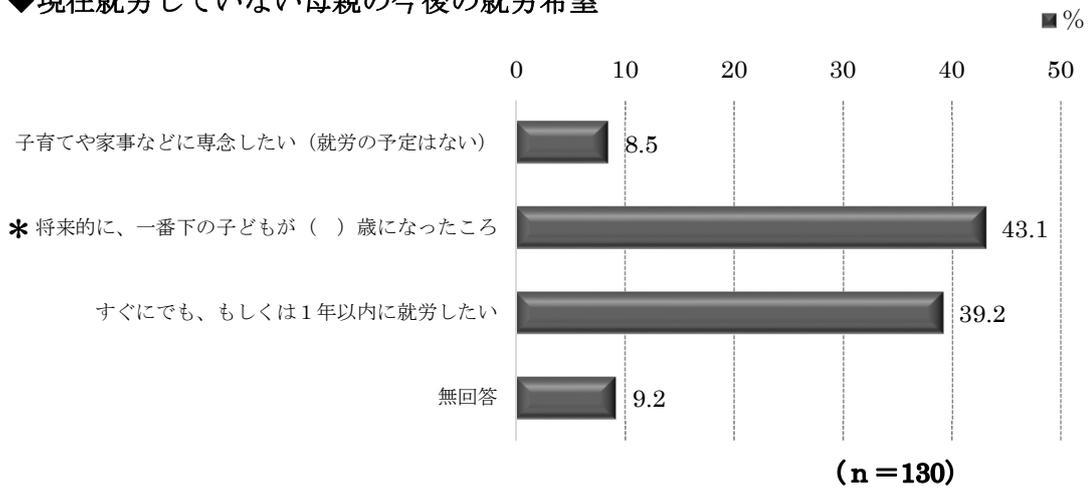


#### ◆母親の就労状況



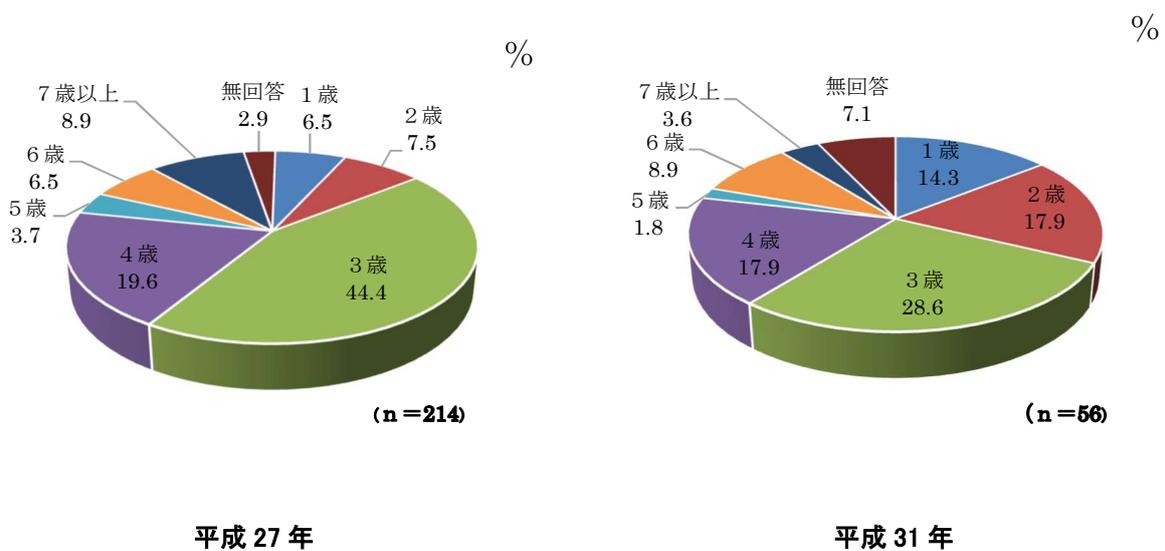
現在就労していない母親の就労希望は、「一番下の子どもが、希望年齢になったころ」が43.1%で最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が39.2%「子育てや家事などに専念したい」が8.5%、となっています。

◆現在就労していない母親の今後の就労希望



上記「\*将来的に、一番下の子どもが ( ) 歳になったころ」に就労を希望する母親の、希望時期の一番下の子どもの年齢は、平成27年、平成31年とも3歳が最も多くなっています。平成31年には1歳14.3%、2歳17.9%と低い年齢の割合での就労希望が高くなってきています。

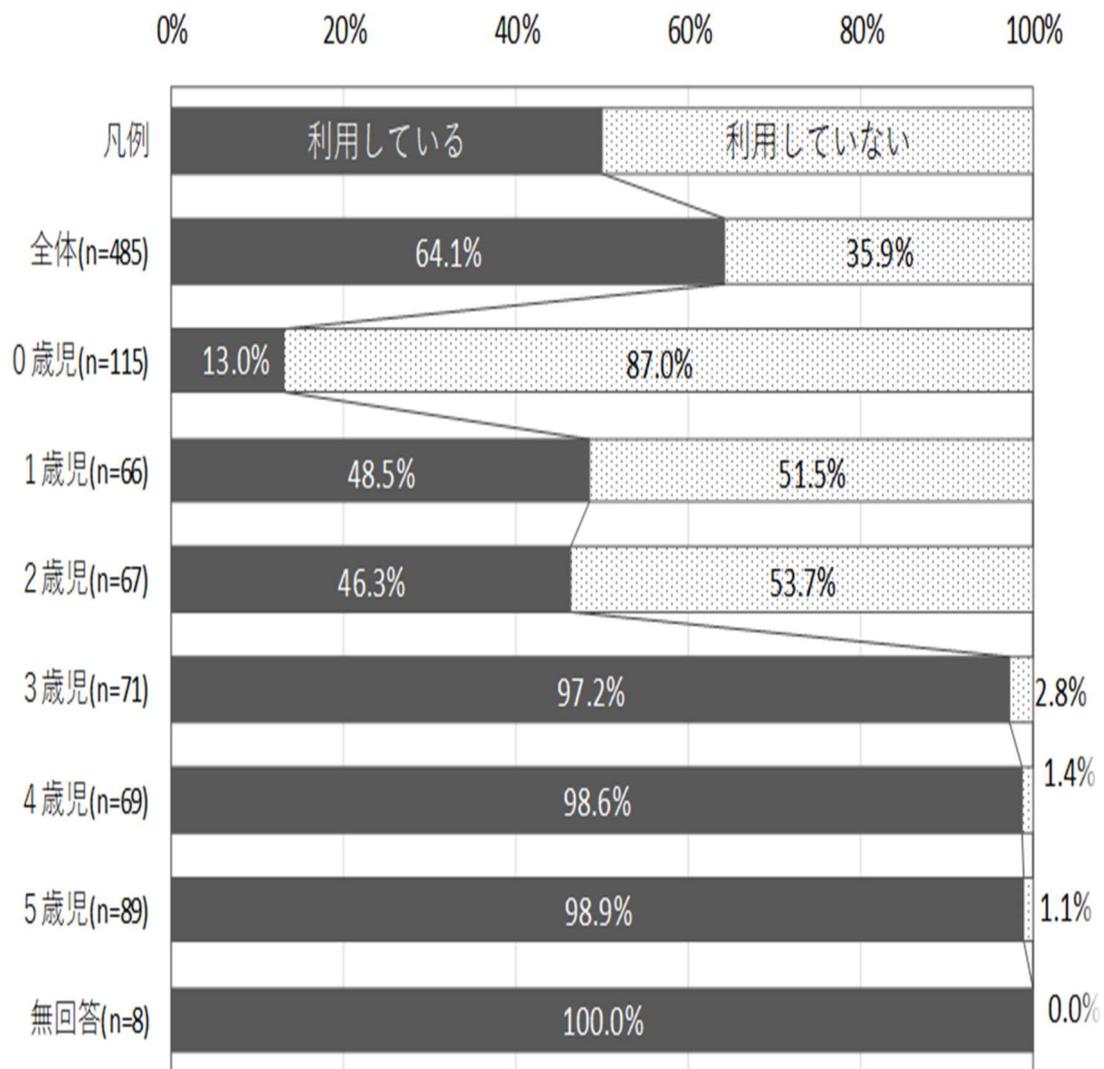
◆母親が就労を希望する時期の1番下の子どもの年齢の推移



## (2) 教育・保育事業の利用

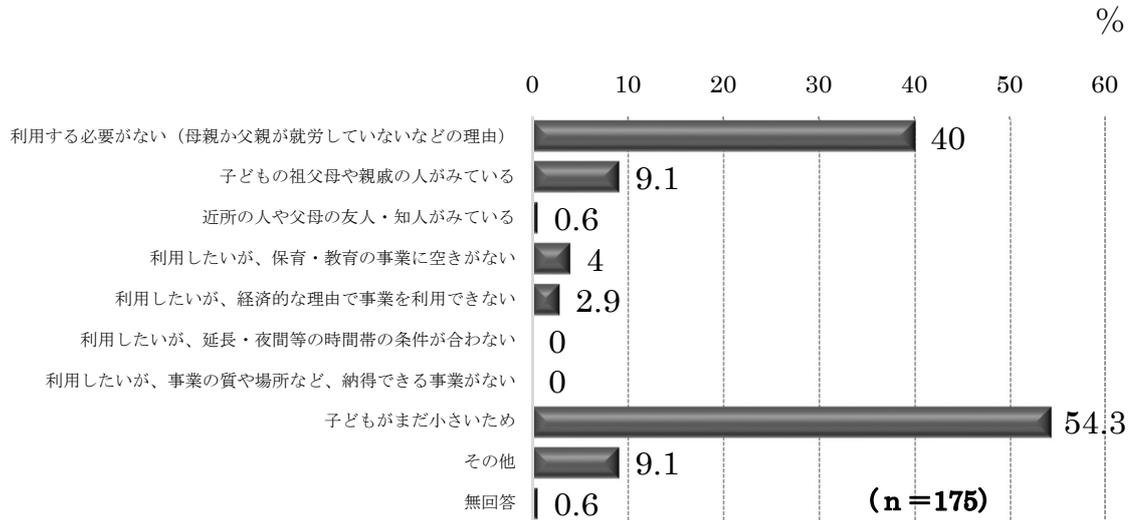
平日中の教育・保育事業の利用状況は、年齢別では以下の通りです。  
 0歳児での事業利用者は13.0%、1歳児では48.5%、2歳児では46.3%、3歳児で97.2%と上がり、3歳児からはほぼ全員が何らかの事業を利用しています。

### ◆平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況



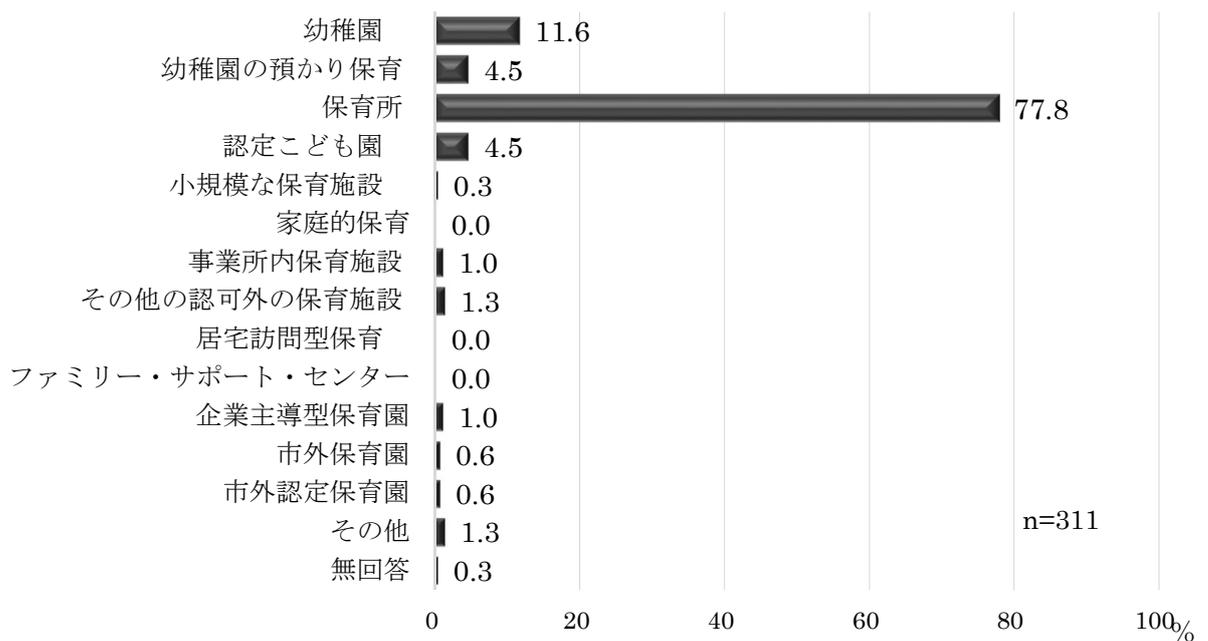
定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」54.3%で最も多く、「利用する必要がない」が40%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が9.1%となっています。

◆平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由



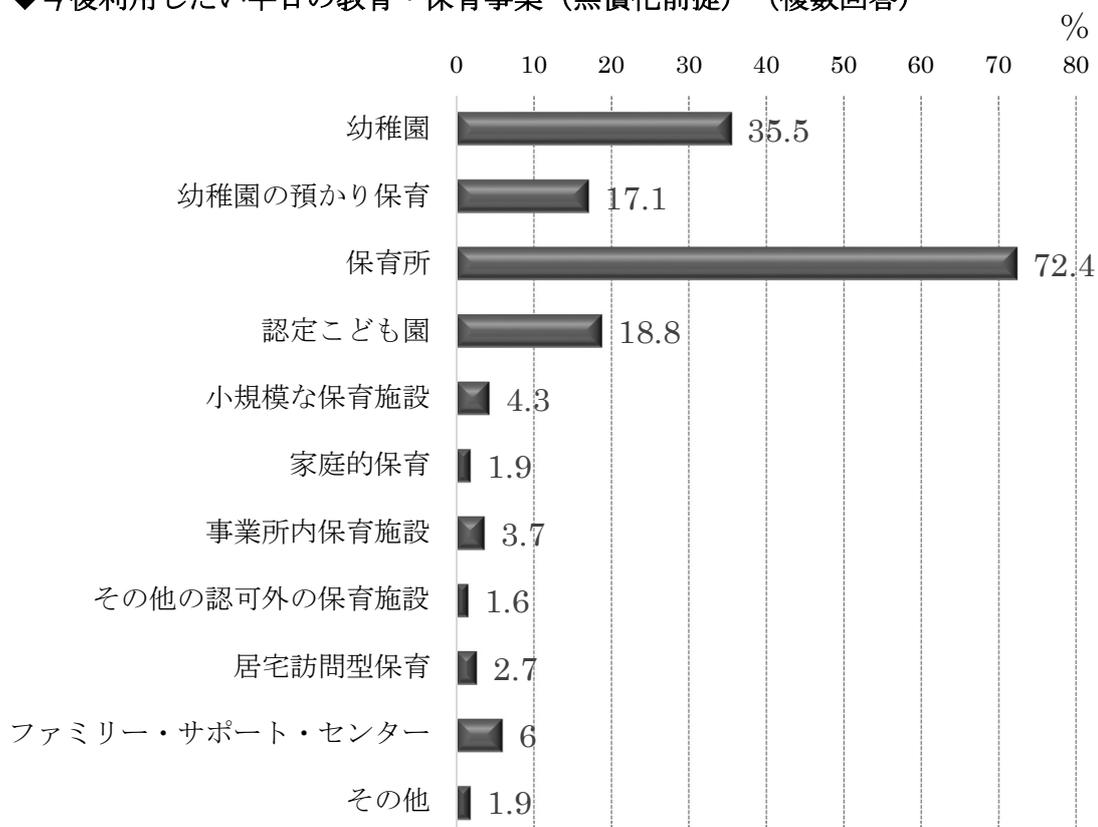
平日日中の利用が最も多いのは、保育所で77.8%となっています。次に幼稚園11.6% (このうち4.5%が預かり保育)、認定こども園4.5%の順番となっています。

◆利用している教育・保育事業



今後の利用希望は、「保育所」が72.4%で最も多く、「幼稚園」が35.5%、「幼稚園の預かり保育」が17.1%、「認定こども園」が18.8%などとなっています。

◆今後利用したい平日の教育・保育事業（無償化前提）（複数回答）

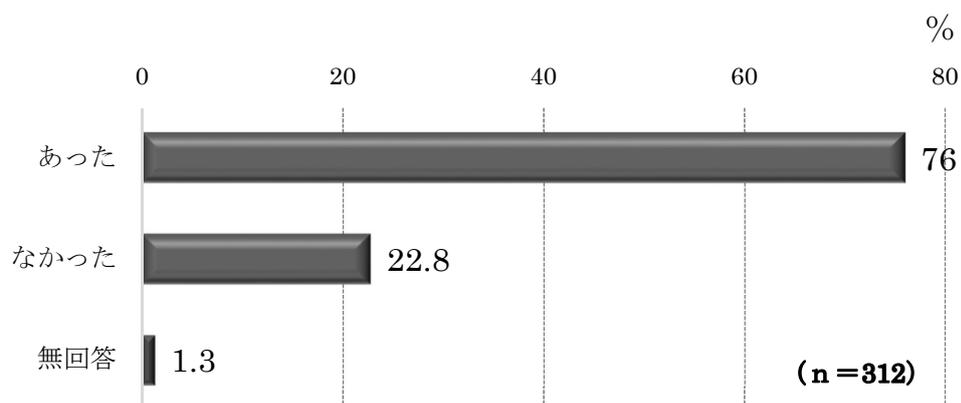


(n = 485)

### (3) 子どもが病気やケガのときの対応

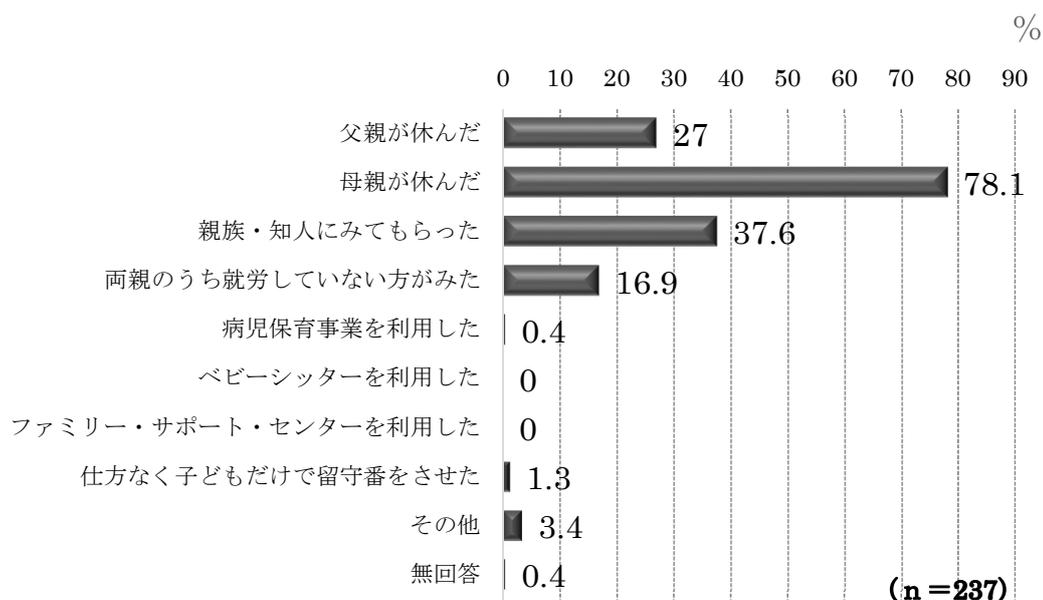
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが「あった」が76%と約8割近くを占め、「なかった」は22.8%となっています。

#### ◆子どもが病気やケガにより、定期的な教育・保育事業が受けられなかった経験



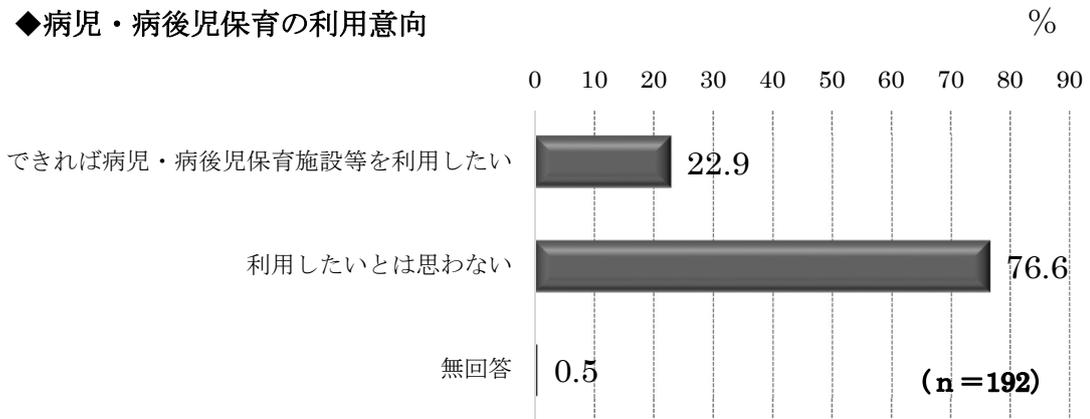
病気やケガの際の対処方法は、「母親が休んだ」が78.1%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が37.6%、「父親が休んだ」が27.0%となっています。

#### ◆子どもが病気やケガにより、定期的な教育・保育事業が受けられなかった時の対処方法



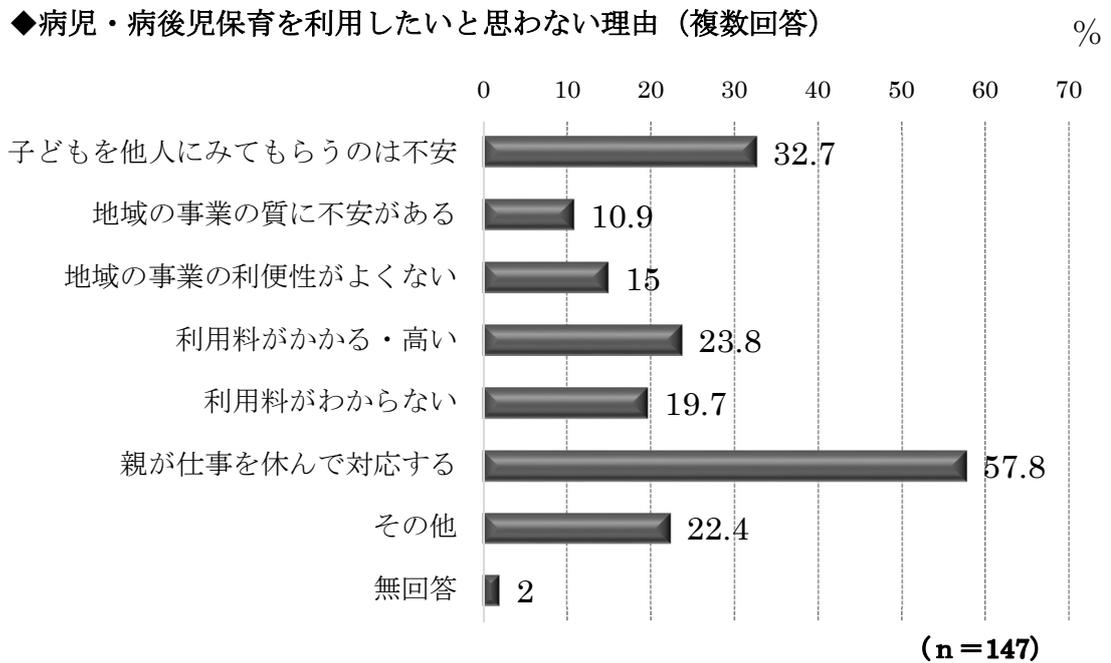
病気やケガの際、父親ないし母親が休んだと答えた人の病児・病後児保育の利用意向では、「利用したいとは思わない」が76.6%「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が22.9%、となっています。

◆病児・病後児保育の利用意向



病児・病後児保育を利用したいと思わない理由では、「親が仕事を休んで対応する」が57.8%、「子どもを他人にみてもらうのは不安」が32.7%となっています。

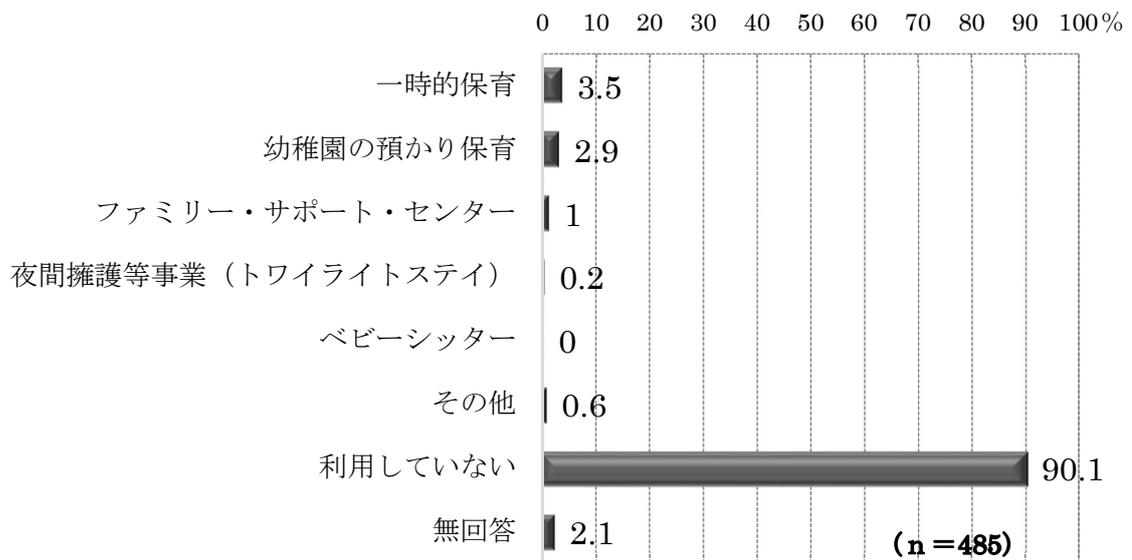
◆病児・病後児保育を利用したいと思わない理由（複数回答）



#### (4) 不定期の教育・保育事業の利用

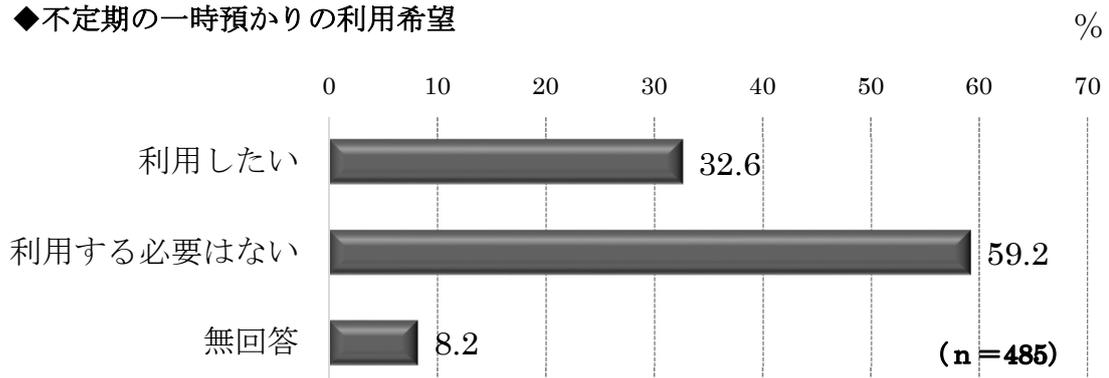
不定期の教育・保育事業の利用については、「利用していない」が90.1%で多数を占めています。

##### ◆私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業



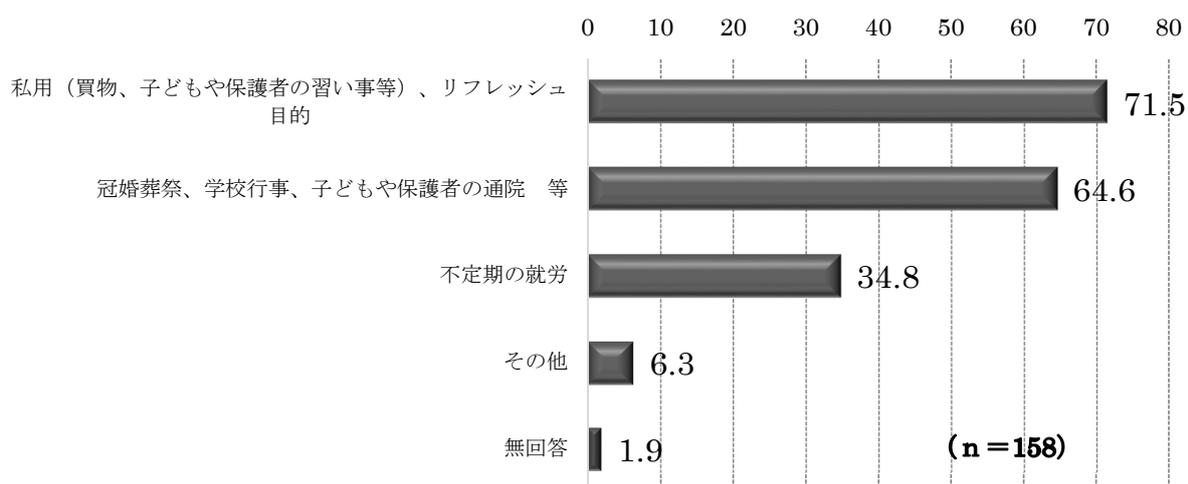
今後の不定期の教育・保育事業の利用については、「利用する必要はない」が59.2%、「利用したい」が32.6%となっています。

##### ◆不定期の一時預かりの利用希望



不定期の教育・保育事業を利用したい理由としては、「私用、リフレッシュ目的」が71.5%で最も多く、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」が64.6%、「不定期の就労」が34.8%となっています。

◆ 不定期の教育・保育事業を利用したい理由（複数回答） %

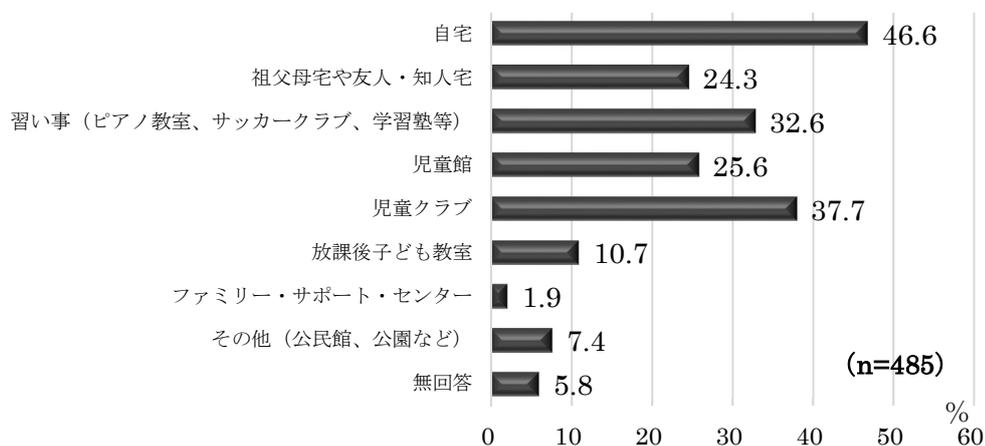


### (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

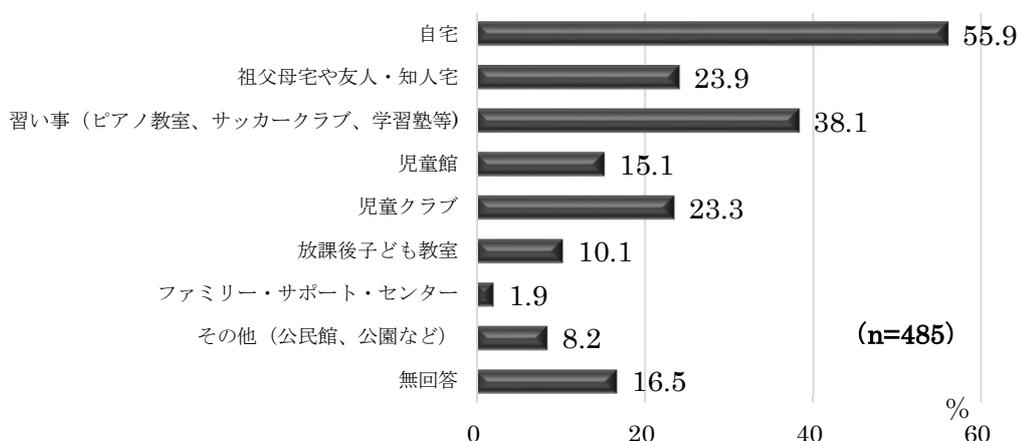
小学校就学後に放課後を過ごさせたい場所について、低学年では「自宅」が46.6%で最も多く、「児童クラブ（学童保育）」が37.7%、「習い事」が32.6%、「放課後子ども教室」が10.7%、祖父母や友人・知人宅」が24.3%、「児童館」が25.6%となっています。

高学年では、「自宅」が55.9%で最も多く、「習い事」が38.1%、「児童クラブ」が23.3%、「祖父母や友人・知人宅」が23.9%、「児童館」が15.1%「放課後子ども教室」が10.1%となっています。

#### ◆小学校低学年のうちの放課後の過ごし方（複数回答）



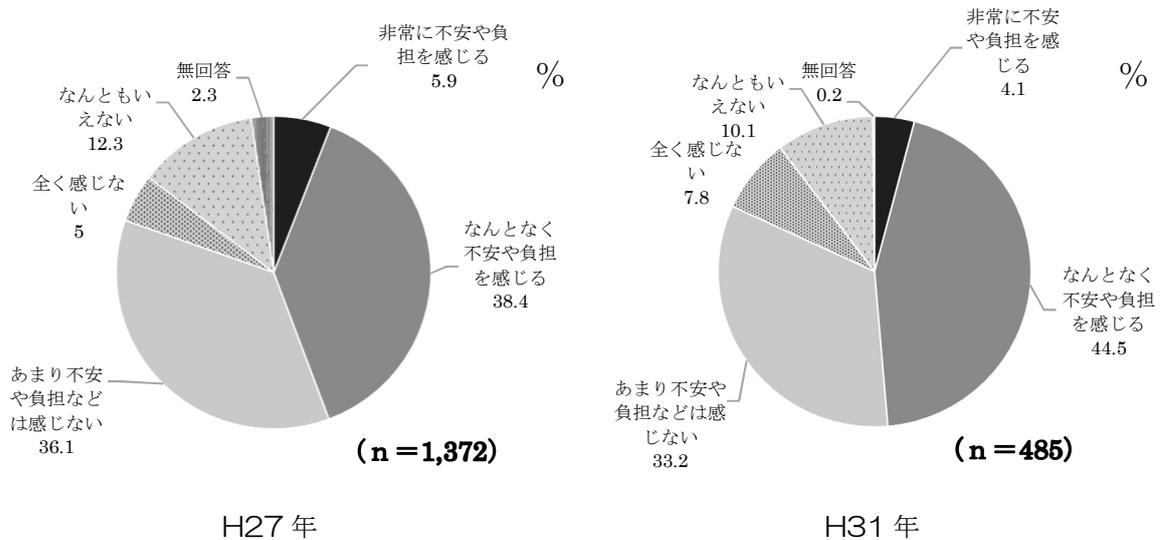
#### ◆小学校高学年時の放課後の過ごし方（複数回答）



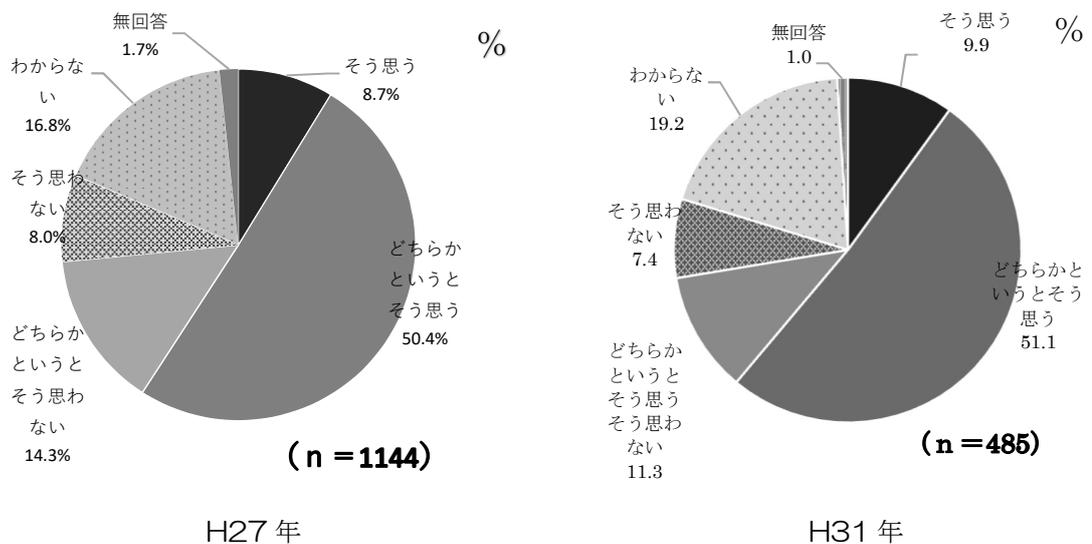
## (6) 子育ての不安、地域の子育て環境

子育てについて不安や負担の平成 27 年と 31 年の比較では、「非常に」と「何となく」を合わせた「不安や負担を感じる」人の割合が最も高くなっています。一方で千曲市の子育て環境については、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた肯定的な評価が 61.0%と最も高くなっています。

### ◆子育てについての不安や負担の推移



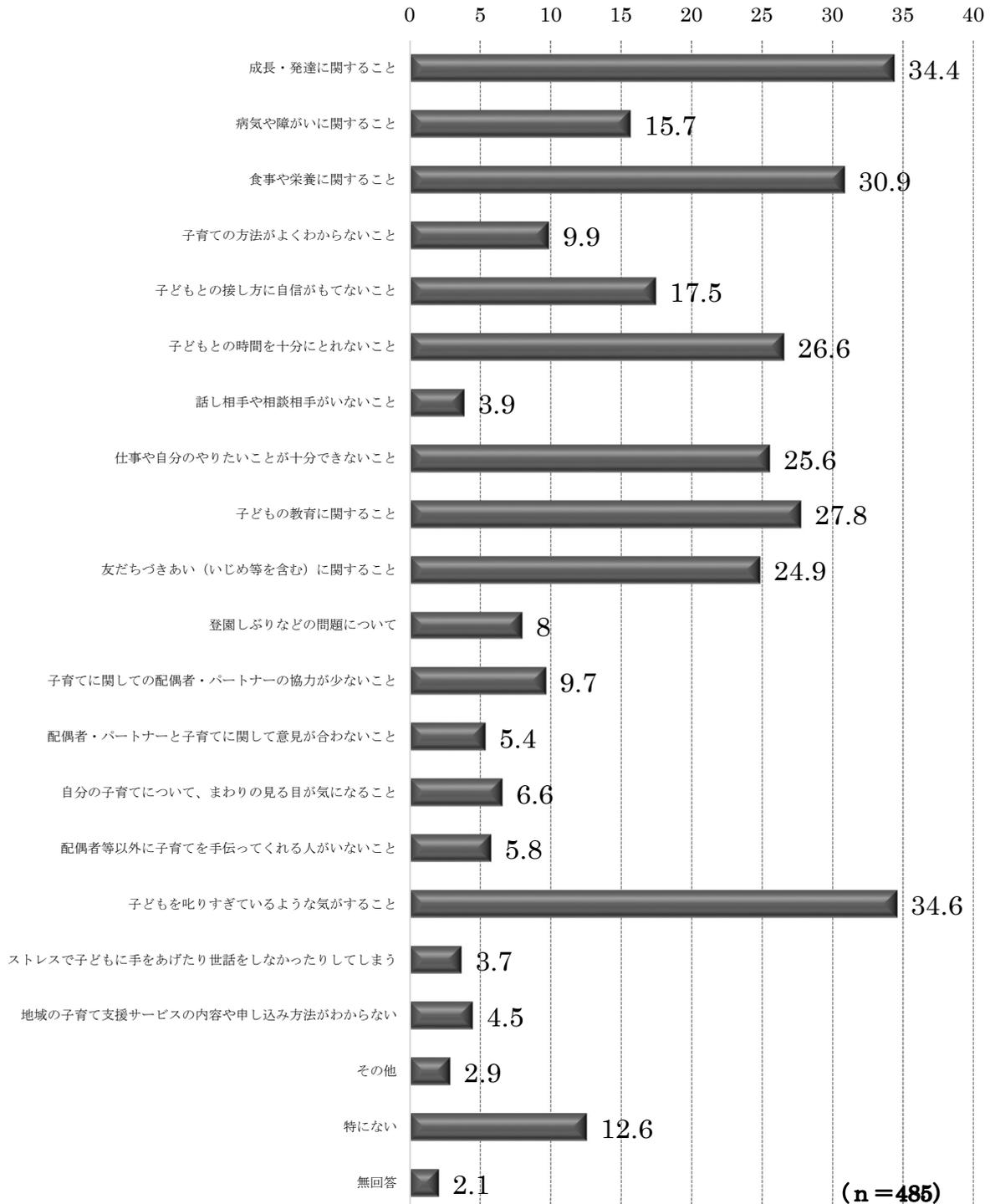
### ◆千曲市は子育てしやすい環境かと思うか



子育ての悩みや気になることでは、「子どもを叱りすぎているような気がする」が34.6%で最も多く、「成長・発達に関すること」が34.4%、「食事や栄養に関すること」が30.9%、「子どもの教育に関すること」が27.8%などとなっています。

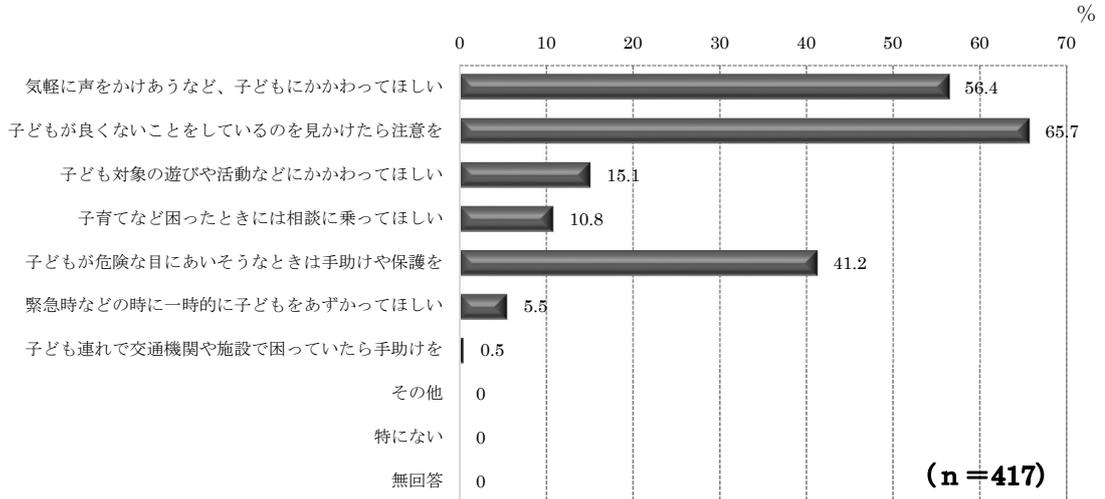
◆子育てについての悩みや気になること（複数回答）

%



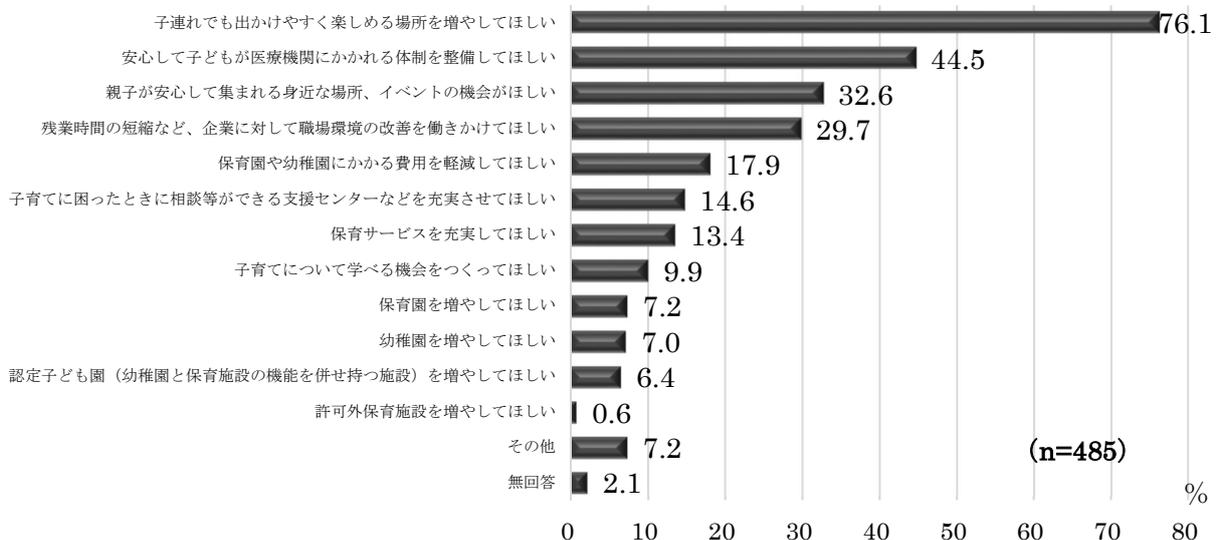
近所や地域に望むことでは、「よくないことをしているのを見かけたら注意を」が65.7%、「気軽に声をかけるなど、子どもに関わって」が56.4%、「危険な目にあいそうなときは手助けや保護を」が41.2%など、子どもとの直接的な関わりが期待されています。

◆子育てをするうえで、近所や地域に望むこと（複数回答）



千曲市の子育て支援策で特に期待することとして、最も多かったのが「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」で76.1%でした。次いで、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」で44.5%、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」32.6%となっています。

◆市の子育て支援策で特に期待すること（複数回答）



## 6 千曲市の子ども・子育て支援の課題

### 高齢化・核家族化の進行

千曲市の高齢化は今後さらに進んでいく見込みであり、核家族化の流れも続いていくと考えられます（国勢調査等より）。

ニーズ調査（就学前児童）では、定期的な教育・保育事業を利用していない理由で、祖父母等にみてもらえるからという回答は 9.0%となっていますが、前回調査時の 12.6%よりも減少しています。また、子どもが病気やケガで事業が利用できなかったときは親族・知人にみてもらったという回答は 37.6%となっており、前回の 47.2%よりも減少しています。

前回の調査では祖父母等親族の協力がある程度受けられていましたが、今後、家族や親族を頼った子育ては、一層困難になると考えられ、子育て家庭を社会全体で支えていく仕組みが必要と考えられます

高齢化と核家族化が徐々に進行していることから、今後は親族等に代わり子育て家庭を支える社会的な仕組みも重要性を増していくと考えられます。

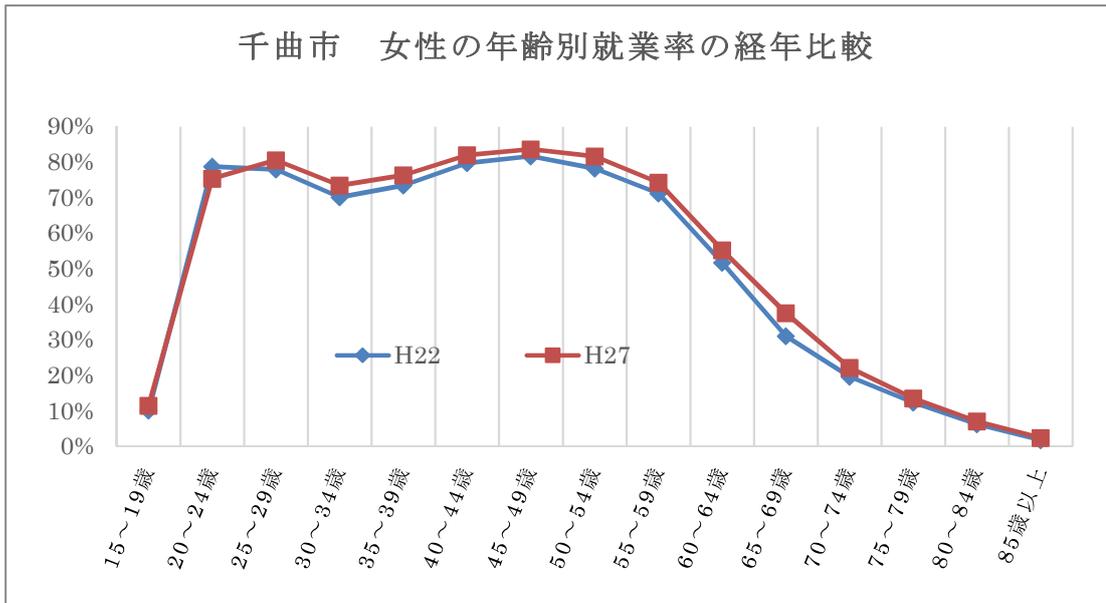
### 女性の就労希望や保育ニーズの多様化への対応

年代別に女性の就業率をみると（国勢調査）、30代前半から40代前半の女性の就業率が落ち込み、全体としてみるとM字型をしていましたが（M字型曲線）、この子育て年代の女性の就業率の落ち込みがなくなりつつあり、M字型から台形へと移行してきています。少子化が進む一方で、子育てしながら働きたい世帯が増えており、短期的にはさらに保育ニーズは高まる可能性があります。

実際に、ニーズ調査（就学前児童）においても、現在就労していない母親の就労希望をみると、子育てや家事等に専念したいという回答は 8.5%であるのに対し、前回は 15.7%でした。このほか、1年以内に就労したいという回答は 39.2%（前回は 28.3%）であり、1年以上先に就労したいという回答は 43.1%（前回は 51.0%）でした。

更に1年以上先の就労希望者の内「末子が3歳になったころ就労したい」という回答が 28.6（前回は 44.4%）に減少した一方、「2歳になったころ」が 17.9%（前回 7.5%）、「1歳になったころ」が 14.3%（前回 6.5%）に上昇しています。

3歳未満の保育ニーズの増加をはじめ、延長保育事業や一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められ、これらに対応していく必要があります。



### 地域の力を活かした子育て支援

ニーズ調査（就学前児童）では、子育てについて近所や地域に望むこととして「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が65.7%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が56.4%、「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が41.2%となっており、地域の人との関係性をもつことへの期待がみられました。

小学生の保護者では、同じ設問において、「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が84.2%、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が72.0%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が54.6%となっており、就学前児童の保護者よりも、地域とのかかわりを望んでいることがわかります。

少子化や、核家族化、女性の就業率の上昇などで、地域社会での人と人とのかかわりが希薄になる社会的環境が広がりつつある現在、家族や親族のみによる子育てはいよいよ困難になりつつあります。

千曲市の子育て支援については、教育・保育施設の量的なサービスの充足も大切なポイントですが、保護者と子どもが地域住民とのかかわる機会を増やす、地域で子どもを育てている家庭を支えていくという視点も、子育て支援の質を上げていくために必要な取り組みと考えられます。

### 小学生のいる家庭へのさらなる子育て支援

ニーズ調査の、千曲市の子育て環境への評価（千曲市は子育てしやすいまちと思うかという設問）をみると、就学前児童の保護者よりも、小学生の保護者の方が否定的にとらえている割合が高くなっています（就学前児童保護者の否定的評価 18.7%、小学生保護者の否定的評価 25.8%）。

小学生の保護者の自由意見では、「子どもの遊び場の整備・充実」や「児童センター（児童館）の運営や施設の改善」などについての意見が多くみられます。具体的には「放課後や土日などに、子どもが安全に遊べる場所が少ない」、児童センターについては、「養育の充実」、「小学校4年生以降の児童センターの利用希望」などが多くみられ、このような小学生のニーズへの対応が求められています。

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもたち一人一人がその権利の主体として尊重され、のびのびと育っていくことは、千曲市民すべての願いです。

これまで千曲市では、第1期計画の基本理念として、子どもは家族にとっても社会にとってもかけがえのない宝であるとの考え方から、「のびのび育つ・みんなで育つ」を掲げ、市民が未来に希望を持って、安心して子どもを産み育てることができるやさしい都市づくりを目指してきました。

子育て支援とは、保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる環境を整えることを通して、保護者も自己肯定感を持ち、子どもと向き合える喜びや生きがいを感じることができるものです。

併せて子どもが育つ支援として、保護者を始め学校、地域、職域など社会全体を構成するすべての人々が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことで、共にみんなで育っていくことも、千曲市民の願いとするものです。

本計画でも、第1期計画の基本的な考え方を踏まえ、引き続き基本理念として継承していきます。

#### 基本理念

のびのび育つ みんなで育つ

## 2 基本方針

---

子ども・子育て支援の新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本にしています。

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

千曲市においても、第1期計画に引き続き上記の考え方に沿い、本計画の基本理念に基づき以下の基本方針を定め、地域に合った独自の施策を行うこととします。

### 1：保育の量的拡大

児童数は減少傾向で推移しているが、保育需要は高く、今後も数年は3歳未満児の保育ニーズが増加し入所希望が多い状況が予想されることから、保育利用定員の見直しや地域型保育事業の推進等の教育・保育施設の整備等により提供方策の確保を図ります。

### 2：地域の子ども・子育て支援充実

子ども子育て支援新制度の事業枠組みに沿い、妊娠・出産期から学童期、18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健やかな発達のための環境を整えます。

### 3：質の高い教育・保育の提供と、子育て環境整備

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援するような取り組みを推進します。

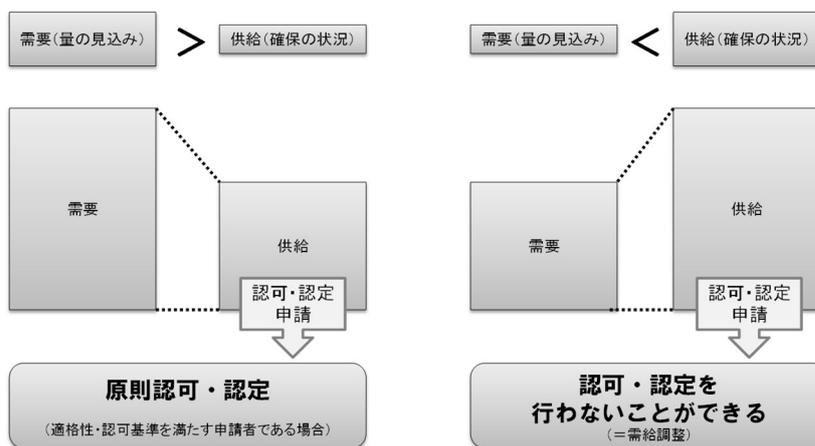
## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定します。

千曲市においても、サービスを計画的に提供するための基礎的な範囲として設定します。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。  
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。  
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

## 2 教育・保育提供区域の設定

千曲市では、第1期計画に引き続き以下にあげる考え方から、教育・保育の提供区域、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の事業ごとの提供区域を次のように設定します。

### 教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定 (3歳以上・教育のみ)	1区域 (市内全域)	現在の施設配置や利用実態を鑑み、細かい区域に分けず、市内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。
2号認定 (3歳以上・保育あり)	1区域 (市内全域)	1号認定と同等の考え方により市内全域で対応。
3号認定 (0～2歳・保育あり)	1区域 (市内全域)	1号認定と同等の考え方により市内全域で対応。

### 地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援事業	1区域 (市内全域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域で対応。
②地域子育て支援拠点事業	1区域 (市内全域)	現状の拠点配置状況及び地域を越えての利用実態等から、市内全域で対応。
③妊婦健康診査	1区域 (市内全域)	健診は各所の医療機関で受診可能であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応。
④乳児家庭全戸訪問	1区域 (市内全域)	訪問型の事業であり区域設定の必要がないため市内全域で対応。

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
⑤養育支援訪問事業	1区域 (市内全域)	児童相談所、保健所、医療機関等との全市的な連携が必要であり、区域に分けた提供になじまないことから、市内全域で対応。
⑥子育て短期支援事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑧一時預かり事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑨延長保育事業	1区域 (市内全域)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せない事業であるため保育の提供区域と同じ1区域で対応。
⑩病児保育事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	9区域 (小学校区)	当該事業が「小学校区」を基本として行われ、各小学校区に児童センター、児童館が設置されていることから、小学校区の9区域で対応。

#### 提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
⑬多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

## 第5章 幼児期の教育・保育の充実

### 1 「量の見込み」と「確保の内容」について

教育・保育の提供については、計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量(量の見込み)に対して提供する計画数(確保の内容)を表として示しています。

第2期の子ども・子育て支援事業計画における量の見込みは、基本的ニーズ調査の結果を元に算出していますが、利用実態と大きく乖離している場合は、平成27年度以降の「実績から推計する方法」があり、特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を用いて見込みました。

#### 教育・保育の「量の見込み」算出方法

3歳未満児については、平成31年の入園割合を推計児童数に乘じ、更に平成27年度から平成31年度の増加率を乘じて算出しました。

3歳以上児については平成31年の入園割合を推計児童数に乘じて算出しました。

#### 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出しました。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

## 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間中の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」と、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制及び実施時期を以下のとおり定めます。

表中「量の見込み①」は計画期間中の各年度に利用が発生すると想定した量。「確保方策②」は利用に対して提供する市の計画数を示しています。

### (1) 1号認定（3－5歳・教育のみ）

#### 【量の見込み】

事業実績に基づき見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①		250人	250人	248人	251人	245人
確保方策 ②	特定教育・ 保育施設	32人	32人	31人	31人	30人
	確認を受けない 幼稚園	218人	218人	217人	220人	215人
過不足（②-①）		0人	0人	0人	0人	0人

#### 【課題・実施の方針】

1号認定（3－5歳・教育のみ）の子どもは、現状の施設で供給が足りることとなります。

**(2) 2号認定(3-5歳・保育必要)****【量の見込み】**

ニーズ調査結果を参考に見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	幼児期の学校教育の利用希望が強い	102人	102人	100人	101人	96人
	その他	987人	991人	963人	972人	932人
	合計	1,089人	1,093人	1,063人	1,073人	1,028人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	1,074人	1,078人	1,048人	1,058人	1,013人
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
	合計	1,089人	1,093人	1,063人	1,073人	1,028人
過不足(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

**【課題・実施の方針】**

2号認定は、市全体では利用調整により待機児童はゼロを維持していますが、地域ではその特性及び提供体制が異なるため、子ども一人一人の教育・保育ニーズが十分に満たされているとは言えません。

特に埴生・五加地区においては市道千曲線の開通に伴い宅地開発が進み、5年前と比べて埴生地区においては人口の増加が著しく、また五加地区においては、人口はほぼ横ばいですが公立保育園への入園率の増加が著しいため、埴生保育園、五加保育園については量の見込みに対し、確保に不足が生じています

### (3) 3号認定(0歳・保育必要)

#### 【量の見込み】

ニーズ調査結果と利用実態との乖離が大きいため、事業実績に基づき今後の利用希望の増加を見込みました。

また、0歳児は年度初めと年度末の入所者数に大きな差があるため、年間の平均的な量を見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み						
①		67人	69人	71人	73人	75人
確保方策	特定教育・ 保育施設	65人	67人	69人	71人	73人
	地域型 保育事業	-	-	-	-	-
	認可外 保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
過不足(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

#### 【課題・実施の方針】

0歳児の人口は減少していく見込みですが、女性の社会進出は増加傾向にあり、保育園の利用率は今後も増加が見込まれます。

保育士の確保が課題となっていますが、ニーズへの対応を図っていきます。

### (4) 3号認定(1-2歳・保育必要)

#### 【量の見込み】

ニーズ調査結果と利用実態との乖離が大きいため、事業実績に基づき今後の利用希望の増加を見込みました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		454人	438人	447人	445人	443人
確保方策	①					
	特定教育・保育施設	439人	423人	432人	430人	428人
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
過不足(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

#### 【確保の方策・実施の方針】

3号認定の1-2歳児も市全体では利用調整により待機児童はゼロを維持していますが、0歳児と同様に1-2歳児も今後利用率の増加が見込まれます。

特に埴生地区、五加地区では5年前と比べて利用率が増加しており、確保に不足が生じています。

施設の利用状況を踏まえ、特定教育・保育施設の整備と、更に地域型保育施設の整備も検討に加えた施設整備等、効果的な定員増を図り、確保体制を整備します。

なお、計画各年度における満3歳未満の子どもの想定保育利用率<sup>※</sup>は以下のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口(0~2歳)	1,213人	1,162人	1,155人	1,130人	1,103人
保育利用率	42.7%	43.4%	44.6%	45.6%	46.7%

※国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

保育利用率は、各年度の「確保方策②(3号認定)÷推計人口(0~2歳)」により算出し、設定しています。

### 3 教育・保育の一体的提供推進（認定こども園について）

---

第2期の子ども子育て支援事業計画を策定するにあたり実施したニーズ調査による教育・保育の需要量の見込み算定では、第1期と同様保育が必要とされる2号認定において幼児期の教育を希望する存在が認められました。

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、国が進める施策でもあり、幼稚園及び保育所双方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及が促されています。平成29年には千曲市においても幼稚園1園が認定こども園に移行しています。

保護者の就労状況にかかわらず柔軟に受け入れができる「認定こども園」は、今後も検討を行う必要があると考えます。

千曲市における認定こども園の普及については、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、既存の施設の状況を踏まえて検討してきます。

幼児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

### 4 幼児期の教育・保育に関するその他の施策

---

#### 教育・保育の質の向上

保育所と幼稚園ではこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供を図ります。

また、保育士、幼稚園教諭の人材育成のための研修を適切に行いながら、教育・保育の質の維持、向上に努めます。

教育・保育の現場に寄り添い、共に考えながら必要な助言を行えるよう専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置し、教育・保育の現場における保育実践の充実を支援していきます。

#### 幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことを目指し、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。また、学校教諭、幼稚園教諭、保育士同士が方向性を共有し、指導体制を充実させていきます。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等に沿って、計画期間中における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の方策）及び実施時期を以下のとおり定めます。

### 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

#### ① 利用者支援事業

##### 【基本型】

子ども及びその保護者等の身近な場所において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報の提供や相談支援などを行う事業です。

##### 【母子保健型】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、保健師等が専門的な見地から継続的な支援を行う事業です。

##### 【特定型】

待機児童の解消等を図るため、主に保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策 (実施か所数)	基本型・特定型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

##### 【提供の方策・実施の方針】

令和元年9月から、保健センターに母子保健コーディネーター（保健師）、更埴子育て支援センターと上山田子育て支援センターに子育てコーディネーター（利用者支援専門員）を配置し、母子保健型と基本型との連携による「子育て世代包括支援センター」を開設しました。妊娠期から子育て期にわたるまでの相談に応じ、関係機関と連携をしながら、切れ目のない相談支援を行います。

今後の就園状況を注視しながら、特定型については必要性を検討していきます。

## ② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

### 【量の見込み】

ニーズ調査と利用実績に乖離があるため、実績を勘案し見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,050人 回	2,922人 回	2,904人 回	2,841人 回	2,773人 回
確保の方策 (実施か所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(月延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

子育て支援センターの平成30年度の年間延べ利用者数は更埴 24,254人、上山田 12,696人でした。継続して2か所で実施し、量の確保に努め、子育て親子の交流の利用促進を図っていきます。

### ③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【量の見込み】

計画期間中各年度の翌年の0歳児推計人口を基に、過去の利用回数実績を勘案して見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	372人	364人	356人	348人	338人
量の見込み	8,556人 回	8,372人 回	8,188人 回	8,004人 回	7,774人 回
確保の方策	【実施体制】 実施時期：通年				

(年間)

#### 【提供の方策・実施の方針】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付しています。  
今後も現在同様、基本健診14回、追加検査5回、超音波検査4回の公費助成にて継続します。

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

##### 【量の見込み】

当該年度に出生する子どもの全家庭を訪問する事業のため、各年度の0歳児推計人口により見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	372人	364人	356人	348人	338人
確保の方策	【実施体制】 訪問実施者：保健師				

(年間)

##### 【提供の方策・実施の方針】

今後も継続して実施し、各家庭の状況に応じた指導、支援に努めます。

## ⑤ 養育支援訪問事業

母子保健事業等の実施により把握した、保護者の養育を支援することが必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるように相談、指導、助言等を行う事業です。

### 【量の見込み】

市での実施実績があることから、過去の実績数を基に見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	90人	105人	110人	110人	110人
確保の方策	【実施体制】 保健師、家庭相談員				

(年間)

### 【提供の方策・実施の方針】

保健師、家庭相談員等の居宅訪問による養育に関する相談、指導、助言並びにヘルパー派遣による家事及び育児援助を行うことにより、適切な養育が行われるように努めていきます。

## ⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

### 【量の見込み】

ニーズ調査と実績に乖離があるため、実績を基に見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	130人日	150人日	160人日	160人日	160人日
確保の方策	130人日	150人日	160人日	160人日	160人日
確保の方策 (実施か所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

児童養護施設「恵愛」、「善光寺大本願乳児院」にて現状の体制を維持しながら、継続して実施していきます。

### ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について記載しています。

#### 【量の見込み】

過去の利用実績数の低学年・高学年合計を基に見込みました。

高学年の利用は低学年に比べて少ない傾向となるため、低学年に対して4割弱の比率として見込み量を配分しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （低学年）	213 人日	221 人日	224 人日	216 人日	224 人日
量の見込み （高学年）	80 人日	82 人日	83 人日	80 人日	83 人日
確保の方策 （子育て援助活動支援事業：就学後）	293 人日	303 人日	307 人日	296 人日	307 人日

（年延べ）

#### 【提供の方策・実施の方針】

平成30年度の会員登録状況は、依頼会員272人、提供会員112人、両方会員23人となっています。

現行の会員登録状況で対応できるよう改善し、提供数（提供会員）の確保に努め、より利用しやすい体制に努めます。

## ⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

### 幼稚園、認定こども園（1号認定）での預かり保育

#### 【量の見込み】

1号認定は二一ズ調査による算定結果が実績に対して少ない数値となったため、過去の利用実績数を基に見込みました。2号認定は利用実績を基に見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1号認定)	500人日	500人日	440人日	440人日	425人日
量の見込み (2号認定)	14,500 人日	14,500 人日	14,275 人日	14,440 人日	13,840 人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型)	15,000 人日	15,000 人日	14,715 人日	14,880 人日	14,265 人日
確保の方策 (実施か所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(年延べ)

#### 【提供の方策・実施の方針】

保護者の用事が生じたときの不定期及び就労等による定期的な利用に対応する必要があります。幼稚園においても2号認定による定期利用が多く、一時預かり事業の重要性がさらに高まることから、環境整備に努めていきます。

幼稚園以外での預かり保育

【量の見込み】

ニーズ調査による算定結果に実績との乖離がみられたため、直近の保育所等による一時預かり利用実績（公立12園分）、ファミリー・サポート・センター及びトワイライトステイの実績を基に、児童人口推計を勘案して見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,271 人日	1,243 人日	1,233 人日	1,214 人日	1,186 人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	900 人日	864 人日	855 人日	837 人日	819 人日
確保の方策 (在園児対象型以外 の実施か所数)	17 か所				
確保の方策 (ファミリー・サ ポート・センター)	286 人日	281 人日	276 人日	275 人日	265 人日
確保の方策 (トワイライトス テイ)	85 人日	98 人日	102 人日	102 人日	102 人日
確保の方策 (トワイライトステ イの実施か所数)	1 か所				

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園以外での預かり保育については、保育所における一時預かりとファミリー・サポート・センター、トワイライトステイ事業により継続して実施します。

トワイライトステイ事業は、児童養護施設「恵愛」で実施します。

保護者に急な用事（仕事・通院・冠婚葬祭・事故）が生じたときなど一時預かり事業の重要性がさらに高まることから、提供体制の確保に努めていきます。

## ⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間前後に保育を希望する場合に提供する事業です。

### 【量の見込み】

平成 30 年度の実績を基に、児童人口推計を勘案して見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,343 人	1,335 人	1,319 人	1,326 人	1,289 人
確保の方策	1,343 人	1,335 人	1,319 人	1,326 人	1,289 人
確保の方策 (実施か所数)	17 か所				

(年間)

### 【提供の方策・実施の方針】

子どもの数の減少傾向に伴い量の見込みは減少していきますが、ニーズ調査でも利用希望の割合は高いことから、引き続きニーズへの対応を図っていきます。

## ⑩ 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

### 【量の見込み】

ニーズ調査の算定と実績に乖離があるため、実績を勘案して見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	107人日	104人日	102人日	101人日	97人日
確保の方策 (病児保育事業： 病児・病後児対応 型)	107人日	104人日	102人日	101人日	97人日
確保の方策 (実施か所数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(年延べ)

### 【提供の方策・実施の方針】

市内2か所で実施していますが、長野広域圏内での利用もできます。(長野市・須坂市・飯綱町) 今後利用しやすい改善を検討しながら、利便性の向上に努めます。

## ① 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本事業の提供区域は9区域の設定となります。

### 【量の見込み】

小学校6年生まで利用拡大するため、小学校区ごとの児童クラブにて低学年と高学年を対象に量を見込みました。低学年については、利用実績を基に見込みました。高学年については、低学年の2割弱の比率として見込みました。

### (1) 屋代小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	84人	85人	85人	85人	85人
	高学年	15人	15人	15人	15人	15人
	合計①	99人	100人	100人	100人	101人
確保の方策②		84人	100人	100人	100人	101人
過不足②-①		△15人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### 【提供の方策・実施の方針】

屋代児童センターにて「屋代児童クラブ」を実施していますが、利用の増加が見込まれるため、令和3年度を目指して、屋代小学校の余裕教室等での利用を実施していきます。令和2年度では確保方策の不足が生じますが、指導員の確保に努め可能な限り対応していきます。

**(2) 東小学校区**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	61人	61人	61人	61人	62人
	高学年	10人	10人	11人	11人	11人
	合計①	71人	71人	72人	72人	73人
確保の方策②		61人	61人	61人	72人	73人
過不足②-①		△10人	△10人	△11人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

**【提供の方策・実施の方針】**

東部児童センターにて「東部児童クラブ」を実施していきませんが、利用の増加が見込まれるため、令和5年度を目指して、東小学校の余裕教室等での利用を実施していきます。令和4年度まで確保方策の不足が生じますが、指導員の確保に努め可能な限り対応していきます。

**(3) 埴生小学校区**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	105人	106人	106人	107人	107人
	高学年	19人	19人	19人	19人	19人
	合計①	124人	125人	125人	126人	126人
確保の方策②		124人	125人	125人	126人	126人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

**【提供の方策・実施の方針】**

埴生児童センターにて「埴生児童クラブ」を実施していきませんが、利用の増加が見込まれるため、令和2年度を目指して埴生小学校の余裕教室等での利用を実施し、指導員の確保に努めます。

#### (4) 治田小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	60人	60人	60人	60人	61人
	高学年	10人	10人	11人	11人	11人
	合計①	70人	70人	71人	71人	72人
確保の方策②		60人	60人	60人	71人	72人
過不足②-①		△10人	△10人	△11人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

##### 【提供の方策・実施の方針】

稲荷山児童センターにて「稲荷山児童クラブ」を実施していきませんが、利用の増加が見込まれるため、令和5年度を目指して、治田小学校の余裕教室等での利用を実施していきます。令和4年度まで確保方策の不足が生じますが、指導員の確保に努め可能な限り対応していきます。

#### (5) 八幡小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	48人	48人	49人	49人	49人
	高学年	8人	8人	8人	8人	8人
	合計①	56人	56人	57人	57人	57人
確保の方策②		56人	56人	57人	57人	57人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

##### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、八幡児童センターにて「八幡児童クラブ」を実施していきます。

**(6) 戸倉小学校区**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	34人	35人	35人	35人	35人
	高学年	6人	6人	6人	6人	6人
	合計①	40人	41人	41人	41人	41人
確保の方策②		40人	41人	41人	41人	41人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

**【提供の方策・実施の方針】**

継続して、戸倉児童館にて「戸倉児童クラブ」を実施していきます。

**(7) 更級小学校区**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	23人	23人	23人	23人	23人
	高学年	4人	4人	4人	4人	4人
	合計①	27人	27人	27人	27人	27人
確保の方策②		27人	27人	27人	27人	27人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

**【提供の方策・実施の方針】**

継続して、更級児童館にて「更級児童クラブ」を実施していきます。

## (8) 五加小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	73人	73人	74人	74人	74人
	高学年	13人	13人	13人	13人	13人
	合計①	86人	86人	87人	87人	87人
確保の方策②		73人	73人	87人	87人	87人
過不足②-①		△13人	△13人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	2か所	2か所	2か所

### 【提供の方策・実施の方針】

五加児童館にて「五加児童クラブ」を実施しています。利用の増加が見込まれるため、令和4年度を目指して五加小学校の余裕教室等での利用を実施していきます。令和3年度まで確保方策の不足が生じますが、指導員の確保に努め可能な限り対応していきます。

## (9) 上山田小学校区

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	52人	52人	53人	53人	53人
	高学年	13人	13人	13人	13人	13人
	合計①	65人	65人	66人	66人	66人
確保の方策②		65人	65人	66人	66人	66人
過不足②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【提供の方策・実施の方針】

継続して、上山田小学校内にて「上山田児童クラブ」を実施していきます。

## 全市 合計

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	540人	543人	546人	547人	550人
	高学年	98人	98人	100人	100人	100人
	合計①	638人	641人	646人	647人	650人
確保の方策②		590人	608人	624人	647人	650人
過不足②-①		△48人	△33人	△22人	0人	0人
実施か所数		10か所	11か所	12か所	14か所	14か所

## 【提供の方策・実施の方針】

小学校区単位の児童クラブにて、課題である施設の整備と指導員の確保に努めながら、できるだけ早急にすべての小学校区で高学年の受入れ対応をしていきます。

なお、千曲市では、※「新・放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、学校施設の徹底活用や「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体型運営の実施等に検討していくこととします。

検討にあたっては、教育委員会と子ども未来課が連携を深め、活動場所や共通のプログラム開発などの協議を行っていきます。

令和6年度までに市内小学校の半数の実施を目指します。

## ※「新・放課後子ども総合プラン」とは

令和元年度に「新・放課後子ども総合プラン」が国により示され共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の学校施設を利用した一体型の推進を計画的に整備することとされています。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき物品の購入に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

### 【実施の方針】

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、各施設事業者において実費徴収となる副食費について、低所得世帯を対象に減免となりますが、新制度に移行していない幼稚園利用者で減免の対象となる世帯の子どもについては、この事業で支援を行います。

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### 【実施の方針】

本事業により必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。  
また、新規事業者の参入にあたっては質的な担保も重要であり、質的向上を図る市の対応も必要になると考えます。

## 第7章 関連施策の展開(質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備)

### 1. 基本目標1 地域が育つ

#### (1) 地域における子育ての支援

##### ア 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うという視点から、関係機関との連携を密にすることで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援、きめ細かいサービスの提供を進めます。

##### (ア)自宅での児童の保育を支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[1]	家庭相談員による相談及び助言	保護者の疾病等の理由により、乳児や児童の養育に支障が生じたとき、家庭等における養育相談や助言を行う事業。	こども未来課
[2]	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人と援助を提供したい人が会員になり、相互に援助し合う事業。	こども未来課

##### (イ) 保育園等での児童の保育を支援

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[3]	日曜保育事業	勤務体系の変化等による日曜の勤務に伴う休日保育の需要に対応し、児童の福祉の増進を図る事業。	保育課
[4]	一時保育事業	冠婚葬祭、保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育を行う事業。	保育課
[5]	病児・病後児保育事業	家庭における仕事と育児を支援するため、生後10ヶ月から小学校6年生までの児童が、病気などで保育園や小学校を休ませなければならない場合に専用の施設で預かる事業。	こども未来課

[6]	ショートステイ事業	保護者の疾病・疲労などの理由により一時的に養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院で宿泊を伴う養育・保護を行う事業。	こども未来課
[7]	トワイライトステイ事業	保護者が仕事などの理由により平日の夜間や休日に児童の養育が困難になった場合、一時的に児童養護施設で養育する事業。	こども未来課

**(ウ)地域の児童の養育に関するいろいろな問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を実施**

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[8]	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲[2])	こども未来課
[9]	子育てひろば運営事業	未就園児と子育て中の親を対象に、集いの場を提供するとともに、子ども、親の交流を深めてもらう事業。	こども未来課
[10]	地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に対する育児相談や子育てサークル支援等を行う事業。	こども未来課
[11]	利用者支援事業	子ども又はその保護者等の身近な場所において、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報の提供や相談支援を行う事業。 母子保健コーディネーター、子育てコーディネーターを配置して、必要な支援の調整や関係機関と連携するなどして妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを開設。	健康推進課 こども未来課 保育課

**(エ)市の子育て支援に関する情報の提供、相談、助言や調整等**

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[12]	家庭児童相談	児童養育上の相談、家庭等の相談を受け問題解決のための適切な指導を行う。	こども未来課
[13]	各種情報提供	各種媒体を通じて、子育て中の親に情報を提供する。	こども未来課
[14]	ながの子育て家庭優待パスポート・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	子育て家庭を地域全体で支えるため、地域の企業、店舗、施設等が子育て家庭に対して各種サービスを提供する事業。	こども未来課
[15]	帰国した幼児・外国籍幼児への支援	海外から帰国した子どもや外国籍の子どもが教育・保育施設や子育て支援サービスの利用にあたり、情報提供が受けられるような必要な支援をしていく。	保育課 こども未来課
[16]	利用者支援事業	(再掲[11])	健康推進課 こども未来課 保育課

イ 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考え、また、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえて、サービスの供給体制を整備します。その際、制度の柔軟な運用に努め、延長保育など多様な保育需要に応じるとともに、市民が利用しやすい保育サービスの提供や情報提供を積極的に行います。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[17]	保育園地域活動事業	多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域に開かれた社会資源として保育園の有する専門的機能を地域住民のために活用することにより、地域の子育て環境の向上を図る事業。	保育課
[18]	通常保育事業	入所定員の弾力的な安定を図り、待機児童をなくす。施設の改築・増築等により施設設備の充実を図る。保育士の安定確保に努める。	保育課
[19]	延長保育促進事業	保護者の勤務時間等による延長保育への需要に対応し、児童の福祉の増進を図る事業。	保育課
[20]	公立・私立保育園の改築等整備事業	老朽化の進んだ園舎を整備、改築する事業。	保育課
[21]	乳児保育促進事業	保護者からの要望に対応できるよう、担当保育士を確保することにより、年度途中の入所需要等に対応する。	保育課
[22]	障がい児保育促進事業	障がい児を受け入れている保育園に対し、保育士の加配を支援することにより、障がい児の保育を推進するとともに障がい児の福祉の増進を図る事業。	保育課
[23]	医療的ケアが必要な児童の支援	医療的ケアが必要な子どもの対応可能な受入れ体制の構築等を図るとともに、福祉、教育、医療、生活等の総合的な支援を行えるよう関係機関と支援体制の構築を図る。	保育課
[24]	児童手当の支給	児童を養育している保護者に児童手当を支給し、子育て中の家庭の生活の安定、児童の健全育成、資質の向上に寄与する事業。	こども未来課
[25]	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、給付申請については保護者の利便性等を考慮し、各施設において取りまとめを依頼し、利用費の支払いは保護者又は利用施設へ年4回以上となるよう適正な支給を図る。	保育課

[26]	保育料 第2子以降の半額化	同一世帯において当該年度4月1日現在で18歳未満の最も年齢の高い者から数えて2人目以降であるときの当該児童の保育料は、「千曲市保育料徴収基準額表」に定める額の半額。(市独自部分)	保育課
[27]	保育料 同時入園第3子無料	同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所、若しくは入園し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の、保育所等に入所している第2子については「千曲市保育料徴収基準額表」に定める額の半額とし、第3子以降の児童の保育料は無料。	保育課
[28]	保育料 所得制限付第3子無料	要保護世帯等(障害、老年、母子及び父子世帯等要保護世帯等)を除く多子世帯で、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯に係る保育料は、第2子については「千曲市保育料徴収基準額表」に定める額の半額とし、第3子以降については無料。(市町村民税非課税世帯は第2子以降無料。生活保護法による非課税世帯は第1子から無料)	保育課
[29]	保育料 要保護世帯等の軽減	市町村民税所得割額が77,101円未満の要保護世帯等(障害、老年、母子及び父子世帯等)に係る3歳未満児の保育料は、第1子については同表に定める額の半額(市独自部分)又は9,000円のいずれか低い額とし、第2子以降については無料。	保育課
[30]	千曲市信州型自然保育(信州やまほいく)保育料軽減	認定を受けた認可外保育施設を利用する世帯のうち、国の無償化の対象とならない世帯に対し、支払い保育料の1/2を補助する。(上限25,000円)	保育課
[31]	副食費徴収免除	年収360万円未満相当世帯の子供たちと、全ての世帯の第3子以降の子供については、副食(おかず・おやつ)費を免除する。	保育課
[32]	実費徴収に係る補足給付事業	給食を提供している新制度未移行の幼稚園において年収360万円相当世帯の子どもの副食費を減免し補助を行う。	保育課

### ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に各種サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[33]	庁内子育て支援連絡会議	庁内における子育て支援ネットワーク連絡会の開催。それぞれの部・課の横の連携を強化して子育て支援事業の推進を図る。	こども未来課
[34]	千曲市子育てガイドブックの作成	子育て支援情報・マップ等のガイドブックを作成。	こども未来課
[35]	子育て応援アプリの運用	千曲市子育て応援アプリを活用し、子育て世代へ情報発信を行う。	こども未来課
[36]	赤ちゃん SA(サービスエリア)	赤ちゃんの授乳・おむつ替えのある施設の情報提供及び設置する際の補助金の給付。	こども未来課
[37]	若者・子育て世代に選ばれるPR(移住・定住)	子育て関連を取り上げた「移住パンフレット」を作成。	観光交流課
[38]	子育て支援活動費補助金(子育てサークル活動補助金)	子育てサークル等が行う、子育て支援事業等に対し 1/2 を補助し、支援を行う。(5万円限度)	こども未来課

### エ 児童の健全育成

地域において、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりが求められており、児童館等の施設を自由な交流の場とし、また、地域ボランティアを受け入れてさまざまな活動の機会を提供するなど、児童の健全育成を進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[39]	放課後児童健全育成事業	保護者の不在等の理由により小学校の放課後に保護・育成が必要な児童の健全育成を図る事業。	こども未来課
[40]	子どもの居場所づくり事業	民間団体と連携し、学習支援・食事の提供を通じて、子どもの居場所づくりを行う。	こども未来課
[41]	放課後こども教室事業(新子どもプラン事業)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所(遊び場)づくりのために、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する。	生涯学習課

[42]	地域未来塾事業	学校との連携と、地域住民等の参画により、地域の実情に応じた学習支援等を実施する。	生涯学習課
[43]	科学に親しむ教室 (新子どもプラン事業)	科学の各分野で、身近な自然や生活の中に素材を求めて、科学遊びをしながら、子どもたちの好奇心や科学への関心を養う事業。	生涯学習課
[44]	子どもひろば (新子どもプラン事業)	「図書館まつり」に合わせ開催。地域の大人たち、異年齢の子ども同士の交流を図る事業。	生涯学習課
[45]	フレンドリー発行事業	情報誌「フレンドリー」の発行事業	生涯学習課
[46]	古墳探検隊・親子古墳教室(森將軍塚古墳館)	ものづくり・博物館見学等を通して歴史に親しみ、古代の生活や郷土の歴史について学ぶ事業。	歴史文化財センター
[47]	ミニミニ体験コーナー (さらしなの里歴史資料館)	古代人の生活を体験し、肌で感じることにより、親しみやすく歴史を学ぶ事業。	歴史文化財センター
[48]	公民館ふれあい交流事業	将棋、囲碁、オセロ大会及び親子料理教室などの体験を通じ、地域での居場所づくりや世代間交流などを図る事業。	生涯学習課
[49]	ブックスタート事業	家庭に絵本を贈り、親子で読書に親しむきっかけを創出する事業。7か月児を対象に配布する。5種類の絵本から1冊を選んでもらう。	生涯学習課
[50]	セカンドブック事業	市内在住の小学一年生を対象とし、読書の大切さを発見するきっかけをつくり、図書館の利用促進や読書好きの子どもの育成支援をする。	生涯学習課
[51]	おはなし会事業(1)	低年齢児から、ふれあいの中で読書に興味をもたせる事業。図書館において「おはなし会」を開催。読み聞かせや工作を通じ、読書活動の推進を支援する事業。	生涯学習課
[52]	おはなし会事業(2)	保育園児の図書館訪問によるおはなし会の開催。学校へ職員を派遣し、低学年児童対象におはなし会を開催。	生涯学習課
[53]	リーダー研修会(育成会と共催)(青少年健全育成推進事業)	「大池自然の家」で支部子ども会リーダー(6年生)と支部育成会役員が1泊2日で体験研修を行う事業。	生涯学習課
[54]	子ども会情報交換会	次年度の支部子ども会リーダー	生涯学習課

	(育成会と共催)(青少年健全育成推進事業)	(5年生)が参加し、支部間の情報交換と交流を活発にし、子ども会による主体的な活動展開を図る事業。	
[55]	スポーツ少年団各種競技大会、交流会開催	スポーツ少年団活動・ジュニアスポーツクラブ等活動の育成支援。スポーツを通じて心身を鍛え、スポーツの理解とマナーの向上を図る。	スポーツ振興課
[56]	ジュニアスポーツ教室(スポーツ協会委託)	スポーツ教室を開催、各種スポーツの理解と体力の向上、スポーツの習慣化を図る。	スポーツ振興課
[57]	ジュニアスポーツ各種大会の開催	スポーツの喜びを理解し、より健康で豊かな生活の実現を図る。	スポーツ振興課
[58]	総合型地域スポーツクラブの運営	特定の種目にこだわらず、レベルや興味に応じて開催する親子スポーツ教室や講習会を通じ、地域の交流の場、また家族のふれあいなどを図る。	スポーツ振興課

オ その他

学校施設の開放をさらに積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[59]	学校施設の開放	学校運営上支障のない施設設備(運動場、教室、会議室等)の開放。	教育総務課

## (2) 子育てを支援する生活環境の整備

### ア 良質な住宅の確保

子育て世代がゆとりのある居住空間を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給や住宅購入費等の支援をします。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[60]	市営住宅の供給	住宅に困窮する低所得者に市営住宅を供給する。	建設課
[61]	三世帯同居・近居の支援	三世帯同居・近居を支援するため、住宅の新築、立替、増築、改修又は中古住宅の購入の一部を助成。	建設課
[62]	住宅取得の支援	三世帯同居・近居による補助金の対象者が、住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット 35」を借り入れる場合、子育て支援型として一定期間、金利の割引が受けられる支援。	建設課

### イ 安全・安心なまちづくりの推進

親子が安全に、安心して外出できるように、道路・公園・防犯灯・公共交通機関・公的施設等の整備やバリアフリー化を推進します。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[63]	歩道整備	歩道の拡幅整備と歩道の新設を推進する事業。	建設課
[64]	歩道のバリアフリー化	路面の整備と段差の解消により、バリアフリー化を推進。	建設課
[65]	反射鏡の設置	危険な箇所から計画的に反射鏡を設置。	建設課
[66]	都市(計画)公園整備事業	都市公園条例に基づき、計画的に整備する。	都市計画課
[67]	防犯灯の設置・更新	地域づくり計画に基づき、防犯灯を設置。住民が安心して暮らせる環境整備。	生活安全課
[68]	千曲市コミュニティ振興対策事業	「千曲市コミュニティ振興対策事業補助金交付要綱」に基づき、手作り広場・子育て支援広場・児童遊具等整備事業等に対して助成を行う事業。	市民協働課

## 2. 基本目標2 家庭が育つ

### (1) 母親と子どもの健康の確保と増進

#### ア 子どもや母親の健康の確保

妊娠期～出産期、新生児期～乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳児訪問、妊婦教室等を開催し、母子保健の充実を図ります。各種健診の場を活用して子どもの成長発達に応じた相談・指導等育児支援を実施し、妊娠期から継続した支援体制の整備を進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[69]	予防接種	予防接種法に基づく予防接種の実施。 定期予防接種: 四種混合(三種混合、ポリオ)、二種混合、MR(麻しん、風しん)、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、子宮頸がん 任意予防接種: 対象の年代に季節性インフルエンザ予防接種の費用の一部を助成。	健康推進課
[70]	母子健康手帳交付	妊婦を対象とした母子健康手帳の交付・使用説明。	健康推進課
[71]	妊婦一般健康診査事業	妊婦を対象に妊婦一般健康診査票の交付・受診推奨。	健康推進課
[72]	たまご教室	妊婦を対象に①妊娠中の健康管理②栄養について③歯の健康についての教室を開催。	健康推進課
[73]	妊婦歯科検診助成	妊娠中の方の歯科検診費用の一部を助成。 健診費用 3,055 円(個人負担 500 円、市助成 2,555 円)	健康推進課
[74]	乳幼児健康診査	3 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児を対象に、身体計測、問診、発達検査、内科・歯科診察、育児・栄養・歯科に関する相談支援。	健康推進課
[75]	心理発達相談・言語相談	心理発達相談員・言語聴覚士による個別相談。	健康推進課

[76]	フッ化物洗口	市内全保育園・幼稚園年長児、全小学校児童を対象に歯科保健指導を行いフッ化物洗口を実施する。	健康推進課
[77]	フッ化物塗布	2歳児乳幼児健診時に希望児にフッ化物塗布を実施	健康推進課
[78]	育児相談	乳幼児を対象に身体計測、育児に関する相談支援。	健康推進課
[79]	すくすく広場(遊びの教室)	乳幼児の成長発達及び母親の育児不安に対する支援。	健康推進課
[80]	不妊治療費助成事業	本市に1年以上在住の夫婦を対象に、年1回対象経費の1/2以内(20万円を限度)通算50万円として助成金を交付(第2子以降も対象)。	健康推進課
[81]	産婦健康診査事業	産後まもない時期の母親を対象とした産婦健康診査票の交付。	健康推進課
[82]	産後ケア事業	産婦からの申請により助産師が家庭に訪問し、乳房ケア及び保健指導・育児指導等を行い、産後うつ予防、早期対応を行う。	健康推進課
[83]	乳児家庭全戸訪問事業	概ね4か月未満児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、発育・発達、育児環境の確認、予防接種・健診等育児情報の提供を実施。	健康推進課
[84]	産前産後ヘルパー事業	産前産後の体調不良のため育児や家事を必要とする家庭にヘルパーを派遣する。	こども未来課
[85]	マタニティタクシー利用料金助成事業	妊婦にタクシー利用料金の一部を助成。7,000円(500円券14枚を一括交付)	こども未来課
[86]	子育て応援アプリの運用	(再掲[35])	こども未来課

## イ 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、あるいは食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりを通して、児童の心身の健全育成を図ります。特に、保健分野や教育分野、産業分野などが連携しつつ、児童の発達段階に応じた「食」についての学習の機会や情報提供を進めるとともに、各種施設の調理室等を活用した食事づくりの体験教室など、子どもが参加する活動の取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[87]	農作業体験づくり	地元の農畜産物を地元で消費することを推進し、安全・安心な農畜産物の供給とともに、地元JA・青果店等と連携しながら保育園・小中学校に地域食材を提供できる体制づくりを推進する。また、農業や郷土料理など地域の食文化に対する関心を高めるため、農作業体験や親子料理教室を開催する。	農林課
[88]	乳幼児健診時の食育指導	乳幼児健診・相談時(3か月・7か月・10か月・1.6歳・2歳・3歳)に、母親を対象に食育指導を実施。	健康推進課
[89]	園児を対象とした食育指導	園児を対象に、農業体験、調理体験、保育園給食、栄養士による成長・発達と食事の指導等、食育指導を実施。 (年長児等対象に体脂肪測定実施)	保育課
[90]	食育学習会	保育園児の保護者対象の講演会・食育学習会を開催。	保育課
[91]	「保育園給食だより」の配布	給食だよりの作成・配布。	保育課
[92]	保育園給食の安全・衛生管理	保育園給食で、安全、安心な農畜産物が安定供給できるよう給食材料仕入れ業者との連絡会議や給食担当者会議を開催。	保育課
[93]	保育園巡回訪問	園の要望により、栄養士が給食での喫食状況の把握や成長を確認し、保育士等との懇談により、家庭の状況確認をし支援を行う。	保育課
[94]	保護者対象個別相談	入園に向けて及び食物アレルギー等について保護者への栄養・食生活相談を園関係者や栄養士で三者懇談等を行っている。	保育課
[95]	成長・発達と食事の指導等	児童、生徒を対象に、栄養士により成長・発達と食事の指導等、食育指導(食教育)を実施。	学校給食センター
[96]	「給食センターだより」等の配布	児童生徒に向けて、食材、郷土食、地場産物、栄養、健康に関する情報提供のため「給食センターだより」等の作成・配布。	学校給食センター
[97]	地産地消推進事業	学校給食において地元の農畜産物を地元で消費することを推進し、安全・安心な農畜産物を供給するとともに、給食献立に郷土料理等取り入れ、食育の推進を図る事業。	学校給食センター

## ウ 医療の充実

子どもが健やかに育つために、安心して受診できる小児医療の充実に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[98]	小児医療	現在、市外半径 20 km以内に総合病院が3か所あり、夜間救急医療には病院群輪番制で二次医療として対応している。今後も必要な医療が受けられるよう地域医療体制の確保を図る。	健康推進課
[99]	福祉医療(乳幼児等)	中学校3年生までの乳幼児等に対して医療費を支給する。	健康推進課

## (2) 職業生活と家庭生活との両立

### ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

すべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれるよう、自らの働き方を見直し、育児・介護休業法の改正や、働き方改革関連法の成立を踏まえて、育児休業・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備するため、国・県、関係団体と市が連携を図りながら、労働者と民間企業、地域住民等の意識改革を進めるため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[100]	講演会・講座等の開催	家庭や地域において、男女共同参画を進めるための意識啓発や、男性が育児・家事等へ参画しやすい環境づくりを進める。	人権・男女共同参画課
[101]	育児休業制度や介護休業制度の広報、啓発活動	長野県北信労政事務所の巡回労働相談に合わせ行う。	産業振興課
[102]	ハローワークと連携した就職相談窓口の設置	地域職業相談室を継続設置し、就業情報・相談の充実を図る	産業振興課
[103]	女性のためのライフワーク・プロジェクト(千曲市協働事業)	働く意欲のある女性に対し、資格取得や就業のための支援だけでなく、将来設計を見据えたキャリアコンサルティングなど総合的な支援を行う講座を開催する。	産業振興課

**イ 仕事と子育ての両立の推進**

仕事と子育ての両立支援のため、体制・制度の整備を図るとともに、その広報・意識啓発・情報提供、国・県や関係団体との連携を積極的に進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[104]	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲[2])	こども未来課
[105]	放課後児童健全育成事業	(再掲[39])	こども未来課
[106]	子どもの居場所づくり事業	(再掲[40])	こども未来課
[107]	放課後こども教室事業 (新子どもプラン事業)	(再掲[41])	生涯学習課
[108]	地域未来塾事業	(再掲[42])	生涯学習課
[109]	日曜保育事業	(再掲[3])	保育課
[110]	通常保育事業	(再掲[18])	保育課
[111]	延長保育促進事業	(再掲[19])	保育課
[112]	乳児保育促進事業	(再掲[21])	保育課
[113]	商工団体・関係機関と連携、労働基準法・育児休業制度等の啓発	男性・女性が共に職場における責任と家族の一員としての責任を果たしながら仕事を継続でき、職場において、母性が尊重され、働きながら安心して子どもを産み育てられるよう、「イクボス・温かボス宣言プロジェクト」「くるみん・プラチナくるみん」「えるぼし」等の啓発を実施し、男女共同参画社会づくりを推進する。	人権・男女共同参画課
[114]	病児・病後児保育事業	(再掲[5])	こども未来課
[115]	トワイライトステイ事業	(再掲[7])	こども未来課

**ウ 産休後及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援等を行います。また、必要に応じ、地域型保育事業の推進を検討し、計画的に教育・保育施設を整備します。

保護者への情報提供については、以下の事業等さまざまな機会を利用して行うこととします。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[116]	利用者支援事業	(再掲[11])	健康推進課 こども未来課 保育課
[117]	地域子育て支援センター事業	(再掲[10])	こども未来課
[118]	妊婦一般健康診査事業	(再掲[81])	健康推進課
[119]	乳児家庭全戸訪問事業	(再掲[83])	健康推進課

### 3. 基本目標3 子どもが育つ

#### (1) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

##### ア 次代の親の育成

男性と女性が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さについて、関係分野が連携してその教育・広報・啓発に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[120]	講演会・講座等の開催	(再掲[100])	人権・男女共同参画課
[121]	千曲市総合教育センター管理運営事業	児童、生徒の学力向上と情報教育の推進、教職員研修と教育相談の実施。	教育総務課

##### イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かにのびのびと育つよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実等のため、教育環境の整備に努めます。

##### (ア) 確かな学力の向上

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[122]	学力向上推進等委員会事業	学力向上推進委員会、教育ICT活用推進委員会の開催。	教育総務課
[123]	学校教育人材支援事業	特別支援教育支援員、補助教員、図書館司書等の配置	教育総務課

##### (イ) 豊かな心の育成

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[124]	不登校対策支援事業	教育相談センターを拠点とした相談指導。 教育相談室を中心に、発達障がい児等への乳幼児期からの継続支援及び家庭への支援を行う。 小学校中間教室及び各中学校中間教室に適応指導員を配置、また、中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談支援を図る。更に、市では、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭との連携も図る。	教育総務課

第7章 関連施策の展開(質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備)

[125]	みどりの少年団活動の支援	みどりの少年団の結成を促進し、活発な活動を展開してもらうため支援する。①学習活動、緑や森林を守り育てる学習、動植物の観察や愛護の学習、②奉仕活動、緑化事業への参加、公共用地の美化整備活動。	農林課
[126]	森林体験事業の推進	林業体験を通して、身近な森への関心を高め、健全な森づくりの必要性を認識してもらう。	農林課
[127]	キャリア教育推進事業	職場体験等を通じて、子ども達の社会的、職業的自立に必要な能力や態度を育成する。	教育総務課

(ウ)健やかな体の育成

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[128]	児童・生徒健康管理事業	学校保健設備、健康管理の充実と環境整備。	教育総務課

(エ)信頼される学校づくり

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[129]	開かれた学校づくり事業	スクールサポーター・ボランティア制度、学校広報・広聴の実施。家庭・地域と連携した学校運営。学校施設の開放。教職員の研修。	教育総務課
[130]	コミュニティスクール推進事業	千曲型コミュニティスクールを運営する中で、地域の様々なボランティアによる学校と地域が一体となった運営を行う。(例えば、給食準備支援、読み聞かせ、学習支援、遠足支援、米作り等の農業支援、マラソン大会安全指導等)	教育総務課

(オ)幼児教育の充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[131]	幼稚園運営補助事業	私立幼稚園に対し、運営にかかる経費の一部を支援。	保育課

(カ)教育環境の整備

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[132]	校舎改築・改造事業	校舎改築、大規模改造事業の実施。耐震診断による計画的な施設整備。	教育総務課
[133]	施設整備事業	学校情報設備の整備。教育内容に合わせた施設設備の整備。学校図書館コンピュータシステム導入。	教育総務課
[134]	教材設備等事業	発達段階に応じた各種教材の整備。	教育総務課

## ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てるという視点から、学校、家庭、地域が連携して、家庭や地域の教育力を総合的に高めることを目指します。家庭教育は、基本的な生活習慣や社会的なマナー、自制心、自立心などを育成する上で重要な役割を果たすことから、さまざまな機会を通じて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報提供を進めます。また、地域住民と関係機関が協力して、地域の資源を活用した地域の教育力の向上を図ります。

### (ア)家庭教育への支援の充実

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[135]	子育てひろば運営事業	(再掲[9])	こども未来課
[136]	地域子育て支援センター事業	(再掲[10])	こども未来課

### (イ)地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[137]	科学に親しむ教室(新子どもプラン事業)	(再掲[43])	生涯学習課
[138]	子ども広場(子どもプラン事業)	(再掲[44])	生涯学習課
[139]	古墳探検隊・親子古墳教室(森將軍塚古墳館)	(再掲[46])	歴史文化財センター
[140]	ミニミニ体験コーナー(さらしなの里歴史資料館)	(再掲[47])	歴史文化財センター
[141]	公民館ふれあい交流事業	(再掲[48])	生涯学習課

### (ウ)家庭や地域での男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[142]	男女共同参画意識づくりの推進のための講演会・講座等の開催、情報提供・啓発	(再掲 [100])	人権・男女共同参画課

**エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

街中の子どもを取り巻く有害環境に対し、関係機関・団体やP T A、ボランティア、地域住民が連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけるなどの取り組みを進めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[143]	街頭補導活動(直接的活動)(少年補導センター運営事業)(重点)	ぐ犯・不良行為少年を早期に発見、注意、助言、指導するなど、その非行を未然に防止するため活動。補導委員が定期的に巡回。	生涯学習課
[144]	社会浄化活動(間接的活動)(少年補導センター運営事業)(重点)	青少年非行の助長及び非行の誘引となる恐れのある社会環境等について、地域社会の意識改革を促すための活動。全国月間(7月・11月)に併せ、店舗等でチェック活動。	生涯学習課

## (2) 子ども等の安全の確保

### ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察・保育園・学校・児童館・関係機関等が連携して、総合的な交通事故防止対策を推進します。

#### (ア)交通安全教育の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[145]	交通安全教室への協力	保育園や学校での交通安全教室への協力。	生活安全課
[146]	交通安全市民大会での活動	交通安全市民大会において啓発及び実技指導。	生活安全課

#### (イ)その他(児童・生徒に対する支援)

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[147]	交通安全等ボランティア活動	学校付近や通学路でボランティアによるパトロール活動を推進。	教育総務課
[148]	交通安全資材の提供	交通安全資材の提供。小学校入学児童にランドセルカバー配布。	生活安全課
[149]	交通災害共済加入	交通災害共済加入金の公費負担。	生活安全課

### イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換、連携したパトロール活動の推進、子どもが犯罪等にあったときの緊急避難場所等の設置を推進します。

#### (ア)住民の自主防犯行の推進

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[150]	防犯診断	地区防犯指導員による防犯診断(防犯パトロール)等の実施。	生活安全課
[151]	防犯パトロール	地区のお祭り等イベント時における防犯パトロールの実施。	生活安全課

### (3) きめ細かな取り組みの推進

#### ア 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、子ども家庭総合支援拠点が子育て世代包括支援センターとの連携強化を図り、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、早期対応に努めるほか、多様化する相談内容に迅速に対応するために、相談支援体制の強化及び資質の向上を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会を活用した児童相談所、学校、保育園などとの関係機関のネットワークを強化し、専門的な支援が必要な場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めるなど、県関係部署との連携強化を図ります。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[152]	虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会において虐待の早期発見に努め、保護者の悩みや不安を解決するための相談窓口となり、関係機関と連携し支援する。	健康推進課
[153]	4か月未満児訪問指導	4か月未満児訪問指導に合わせて虐待リスクの早期発見と支援を行う。	健康推進課
[154]	虐待に関する相談の充実	関係機関と連携し、家庭相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談・指導を実施。	こども未来課
[155]	千曲市虐待防止ネットワーク会議の活用	関係機関との情報の共有化及び連携強化に努め虐待の実態把握、サポート及び啓発活動。	こども未来課
[156]	要保護児童等対策部会	地域における相談、連絡体制を一層強化し、早期発見、早期対応に努めるため、関係者、関係機関によるネットワークを設置、運営。	こども未来課
[157]	養育支援の相談・訪問による支援	乳幼児全戸訪問結果や医療機関からの情報提供により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、適切な養育が確保できるよう支援する。	健康推進課 こども未来課
[158]	子ども家庭総合支援拠点	ソーシャルワーク機能を有する拠点となるよう有資格者を配置し、特に要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援強化を図る。	こども未来課

## イ ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、「子育て生活支援」、「就業支援」、「経済的支援」等の施策を推進し、必要な支援が利用できるよう県と連携し、確実な情報提供に努めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[159]	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する、教育の機会均等の精神に基づく就学援助。	教育総務課
[160]	ひとり親家庭等の親への自立、就業支援	ひとり親家庭等の親に対する自立、就業の支援。	こども未来課
[161]	児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	こども未来課
[162]	ひとり親家庭、父母のいない児童に対する医療費の支給	「千曲市福祉医療費給付金条例」に基づく医療費の支給。	健康推進課
[163]	母子・父子自立支援員の設置	母子・父子家庭の母等の各種相談等に応じ、悩み事の解決や自立を促進。	こども未来課
[164]	交通災害遺児等援助事業	父又は母が交通事故等により死亡した児童へ福祉金の支給。	こども未来課
[165]	母子寡婦福祉資金の貸付け	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付事業(県事業)に係る受付業務。	こども未来課

## ウ 障がい児施策の充実

障害のある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるためには発達段階に応じた専門的療育や教育を受けられるような支援体制の充実が重要です。

障害児福祉計画に基づき関係機関と連携を図り、乳幼児期からの相談、生活支援に努めます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[166]	通級指導教室運営事業 特別支援教育・支援事業 教育相談センター事業	言語障害児通級指導教室(ことばの教室)及びLD等通級指導教室(笑顔の教室、学びの教室)の設置。 特別支援教育就学支援。教育相談、園・学校訪問の実施。関係機関の職員で組織する相談支援チームによる保護者・学校・園の相談事項に対処。教育支援委員会による適正な就学支援。相談支援関係者連絡会議の開催。	教育総務課

第7章 関連施策の展開(質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備)

[167]	心身障害児母子通園訓練施設「あすなろ園」の運営	保護者と子が施設に通園することにより機能回復、言語、情緒などの訓練を施し、児童の健康増進、保護者の児童に対する正しい接し方の会得と保護者の精神の安定を図り、生きることへの意欲の振起と家庭生活の安定を維持させる。	福祉課
[168]	特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給(県事業)。	こども未来課
[169]	障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給(県事業)。	福祉課
[170]	社会福祉施設等に入所・通所・通園している障がい児(者)の保護者に対する手当支給	「千曲市社会福祉施設等通所等扶助実施要綱」に基づく手当の支給。	福祉課
[171]	障害児(身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1、A2、B1、特別児童扶養手当1級～2級等)に対する医療費の支給	「千曲市福祉医療費給付金条例」に基づく医療費の支給。	健康推進課
[172]	発達障害児子育て支援事業	在宅の軽度発達障がい児及び家族の生活を支援。	こども未来課
[173]	障がい児保育促進事業	(再掲[22])	保育課
[174]	すくすく広場(遊びの教室)	(再掲[79])	健康推進課
[175]	障害福祉サービス費支給事業(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、短期入所)	障がい児が安心して暮らすことのできるよう必要な支援を提供する事業等に対してサービス費を支給	福祉課
[176]	障害児通所給付等事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援)	心身の発達や発達に心配のあるお子さんが専門の事業所に通い、日常生活や社会生活をスムーズにおくることができるように必要な支援を提供する事業等に対して給付費を支給	福祉課
[177]	地域生活支援事業 (移動支援サービス事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業)	(地域支援)障害児の外出時に支援者が付き添い、必要な支援を行う (日中一時支援)日中監護するものがない障害児に対して、監護に係る支援を行う (地域活動支援)15歳以上の障害のある人へ日中活動の場を提供	福祉課
[178]	在宅福祉サービス (補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業)	(補装具)障がいの程度・内容により補装具の購入または修理に要した費用の支給 (日具)在宅の重度の障害者及び難病患者に対する用具の給付 (小児慢性)医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対する用具の給付	福祉課

[179]	在宅福祉サービス (軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金交付)	軽度・中等度難聴児の補聴器の購入または交換に係る費用の補助	福祉課
[180]	在宅福祉サービス (重度障害者紙おむつ購入扶助費支給)	重度障害者が使用する紙おむつ購入費用を助成	福祉課
[181]	在宅福祉サービス (レスパイト事業(タイムケア事業))	介護者が一時的に介護ができなくなった際の隣人・知人・社会福祉法人等への一時的な介護委託(1人年間300時間まで)	福祉課
[182]	移動支援 (タクシー料金助成回数券交付事業)	重度障害者を対象にタクシー利用料金助成回数券を年間最大24枚(月2枚)交付	福祉課
[183]	医療 (自立支援医療(育成医療、精神通院医療))	障害に対し必要な医療を受けた際の医療費の自己負担を1割の定率負担とする	福祉課
[184]	難病患者に対しての手当等 (特定疾患等患者見舞金支給)	(見舞金給付)小児慢性特定疾病医療受給者証交付者に見舞金を支給	福祉課
[185]	重度心身障がい者・児の介護者に対しての手当等 (千曲市重度要介護高齢者等家庭介護慰労金、在宅重度障害児介護手当)	(重度要介護家庭介護慰労金)重度の心身障がい者等と同居している介護者への慰労金支給 (在宅重度障害児介護手当)在宅の知的障がい児を介護されている保護者への手当支給	福祉課
[186]	障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金)	障害者の居住環境を改善し日常生活をできる限り自力で行えるように住宅の改良に要する経費に対する補助金	福祉課
[187]	障害児通園施設利用児療育支援事業	対象施設を利用する障害児に係る利用者負担の軽減	福祉課
[188]	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳	福祉の制度・サービス活用のための手帳申請受付、交付事務	福祉課

## 工 地域要望等を市政に反映

地区の特性や個性が尊重され、その地区らしい子育て支援策も大切です。市民と行政と地域が協働して、子育て支援に取り組みます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[189]	地域要望制度	地域の要望や意見を市政に反映させるため全区からの要望を一元的に取りまとめる。	市民協働課

<b>オ 子どもの貧困対策の充実</b>
----------------------

親の経済的格差が子どもの世代に引き継がれることがないように、貧困の連鎖への対応が求められています。ひとり親への経済的支援をはじめ、子どもの居場所づくり事業や、学習支援事業などを通じて、貧困の連鎖の解消に取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容・実施方針	事業主管課
[190]	子どもの居場所づくり事業	再掲	こども未来課
[191]	子どもの学習支援事業	生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援。	福祉課
[192]	入院助産制度	経済的理由により病院で入院助産を受けられない妊婦が安心して出産ができるよう指定の助産施設へ入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	こども未来課
[193]	母子生活支援施設入所制度	満 18 歳未満の子どもとその母(配偶者のいない、またはそれに準ずる事情のある方)で、生活や子どもの養育費に支援が必要な場合、施設入所に必要な費用の一部を助成する。	こども未来課
[194]	奨学金の貸与	成績が優秀である者が、経済的理由により高等学校、高等専門学校または大学への修学が困難な場合に無利子で奨学金を貸与する。 大学(短大含む)、大学院、専修学校の専門課程に在学する者・月額 38,000 円 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する者・月額 14,000 円	教育総務課
[195]	市営住宅の供給	(再掲[60])	建設課
[196]	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	(再掲[159])	教育総務課
[197]	ひとり親家庭等の親への自立、就業支援	(再掲[160])	こども未来課
[198]	児童扶養手当の支給	(再掲[161])	こども未来課
[199]	ひとり親家庭、父母のいない児童に対する医療費の支給	(再掲[162])	健康推進課
[200]	母子・父子自立支援員の設置	(再掲[163])	こども未来課
[201]	交通災害遺児等援助事業	(再掲[164])	こども未来課
[202]	母子寡婦福祉資金の貸付け	(再掲[165])	こども未来課

## 第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

### 1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

#### 庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

#### 市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

#### 国・県との連携

市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

## 2 計画の達成状況の点検・評価

### 子ども・子育て会議の運営

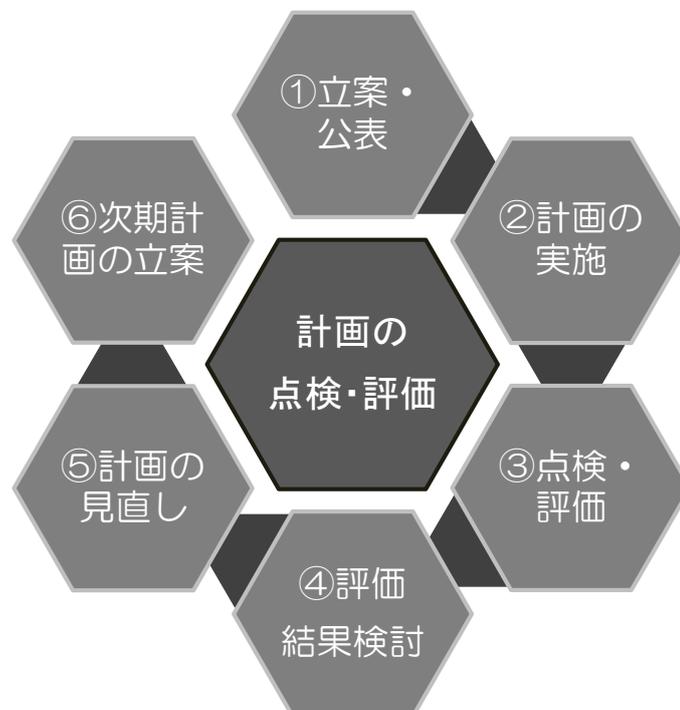
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

### 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介などを行い、取り組みや事業の進捗状況も公表していくことで、市民への浸透を図ります。

また、実施事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

#### ◆ 計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル



## 資料編

### 千曲市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、千曲市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるほか、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事
- (3) 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議には、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、次世代支援部こども未来課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年1月1日から施行する。

(千曲市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 千曲市特別職の職員等の給与に関する条例(平成 15 年千曲市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(千曲市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

3 千曲市特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(平成 15 年千曲市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 27 年3月 25 日条例第5号)

この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

## 千曲市子ども子育て会議 委員名簿

任期:平成30年4月1日～令和2年3月31日(敬称略、順不同)

選出区分	氏名	団体名等
子どもの保護者	齋藤 梓織	満照寺保育園保護者代表
〃	山本 大輔	稲荷山保育園保護者代表
〃	戸矢崎 玲奈	稲荷山くるみこども園保護者代表
〃	澤田 和也	屋代小学校PTA代表
保育関係者	小林 理恵	あかね保育園長
〃	島田 里美	杭瀬下保育園長
〃	村松 俊美	五加児童館長
教育関係者	若林 一成	さゆり幼稚園園長
子ども・子育て支援 団体	諸井 英里	こぶたクラブ代表(子育てサークル)
〃	松坂 千鶴	子育てネットワークちくま(子育てサークル)
学識経験を 有する者	小林 いせ子	千曲市主任児童委員連絡会会長
〃	鎌林 清美	千曲市社会教育委員会委員
公募による者	依田 弘子	
〃	瀧澤 昌江	
〃	田島 仁	

## 策定経過等

日程		内容
平成30年	10月2日	千曲市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について（案）
平成31年	2月5日	千曲市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について（決定）
令和元年	6月28日	ニーズ調査の結果報告 第2期計画骨子について（案）
	10月1日	第2期計画について（案）
	12月25日	第2期計画について（素案）
令和2年	1月22日	第2期計画について（決定）
	2月	パブリックコメント（30日間）
	3月	パブリックコメントの結果報告 計画答申案の決定 最終答申

## 用語解説

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、この項で「法」という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

用語	定義・概要
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。</p> <p>(認定こども園法第2条)</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)</p>
教育・保育施設	<p>「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)</p>
施設型給付	<p>認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)</p>
特定教育・保育施設	<p>市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)</p>
地域型保育事業	<p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)</p>
地域型保育給付	<p>小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)</p>
特定地域型保育事業	<p>市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)</p>
小規模保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)</p>
家庭的保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)</p>
居宅訪問型保育	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)</p>

用語	定義・概要
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。</p> <p>(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども</li> <li>・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)</li> <li>・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)</li> </ul>
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。</p> <p>(法第59条)</p>

---

令和2年3月

発行:千曲市 編集:千曲市次世代支援部 こども未来課・保育課

---